

ごあいさつ

本町では、平成 31 年に、「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」を将来像に掲げた「第 4 次高野町長期総合計画」を策定し、本町に住まう住民一人ひとりがまちに誇りを持って生活し、本町出身者や本町を訪れた人、参拝者等が本町を想い、集うことのできる“ふるさと”である高野町を目指し、様々な施策を推進しています。



障害者施策においては、平成 27 年 3 月に策定した「高野町障害者基本計画」、平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期高野町障害福祉計画」、「第 1 期高野町障害児福祉計画」に基づき、基本目標に掲げた「『完全な社会参加と平等』が実現できる社会」に向け取り組んできました。

今般、これらの計画の取り組み期間の終期を迎えることから、近年の障害福祉を取り巻く環境や障害のある人の福祉ニーズの変化などを的確に捉えるとともに、障害者施策についての本町のこれまでの取り組み状況を踏まえ、「第 2 次高野町障害者基本計画」、「第 6 期高野町障害福祉計画」、「第 2 期高野町障害児福祉計画」を策定しました。これらの計画に基づき、今後も、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指し、障害のある人の支援に引き続き取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に参画をいただきました高野町障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様、アンケート調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心より厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

高野町長 平野嘉也

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間.....	4
第2章 障害のある人の現状.....	5
1 人口と世帯.....	5
2 障害者手帳所持者の状況.....	5
3 障害福祉サービス等の提供状況.....	12
4 地域生活支援事業の状況.....	15
5 成果目標の達成状況	21
6 障害のある方の福祉に関するアンケート調査の概要.....	23
第3章 施策体系	33
1 計画の基本理念	33
2 基本目標.....	33
3 施策の基本方針	34
4 施策体系.....	36
第4章 主な課題と計画の方向性.....	37
1 社会全体におけるバリアフリー化の推進	37

2	相談体制・情報提供の仕組みづくり	40
3	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	42
4	障害の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進.....	44
5	安全・安心な環境づくり.....	48
6	障害のある人の自己実現を生涯にわたって支援する体制の強化	51
7	行政サービス等における配慮の推進	53
第5章 第6期障害福祉計画.....		54
1	令和5（2023）年度の数値目標.....	54
2	障害福祉サービスの見込量.....	57
3	地域生活支援事業の見込量.....	60
第6章 第2期障害児福祉計画.....		68
1	令和5（2023）年度の数値目標.....	68
2	障害児福祉サービスの見込量.....	69
第7章 計画の推進に向けて.....		70
1	実施体制.....	70
2	進行管理・評価方法	70
資料編.....		71

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」等の法整備のほか、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」とする。）が改正され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されています。

また、平成 30 年に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法」では、障害のある人が自らの望む生活を営むことができるためのさらなる支援の充実、さらに、すべての人々が暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」が掲げられるなど、地域での理解や協力が一層重要となっています。

本町においては、平成 27 年 3 月に「高野町障害者基本計画」及び「第 4 期高野町障害福祉計画」を策定し、計画の基本目標として掲げた「みんなで助けあい、地域で支える『完全な社会参加と平等』が実現できる社会」を目指し、障害者施策を推進してきました。平成 30 年 3 月には「第 5 期高野町障害福祉計画」、「第 1 期高野町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや支援等の具体的な数値目標を設定し、計画的なサービスの提供に努めてきたところで

す。このたび、「高野町障害者基本計画」、「第 5 期高野町障害福祉計画」、「第 1 期高野町障害児福祉計画」が令和 2 年度をもって計画期間が終了することから、国の制度改正の方向性、障害のある人を取り巻く環境の変化、障害のある人やその家族のニーズ、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、新たに「第 2 次高野町障害者基本計画」、「第 6 期高野町障害福祉計画」、「第 2 期高野町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

《障害者関連法整備の主な動き(「障害者総合支援法」施行以降)》

年	主な動き
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 <p>国において「障害者基本計画(第3次)」策定(9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記、計画期間の短縮 等
平成 26 年	<p>「障害者権利条約」を批准(1月)</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 <p>「改正障害者雇用促進法」の施行(4月)(一部、平成 30 年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 <p>「成年後見制度利用促進法」の施行(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>国において「障害者基本計画(第4次)」策定(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、複合的困難に配慮したきめ細かな支援 等 <p>「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、障害児福祉計画の策定、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>「障害者文化芸術推進法」の施行(6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和2年	<p>「改正障害者雇用促進法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化 ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

2 計画の位置づけ

● 第2次障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画で、本町の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

● 第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画で、「障害者基本計画」の実施計画的な性格を有するものです。

● 第2期障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある子どもを対象とする各種支援事業に関する必要な量の見込み、提供体制を定める計画です。

■ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市長村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■ 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

「第2次高野町障害者基本計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。また、「第6期高野町障害福祉計画」、「第2期高野町障害児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

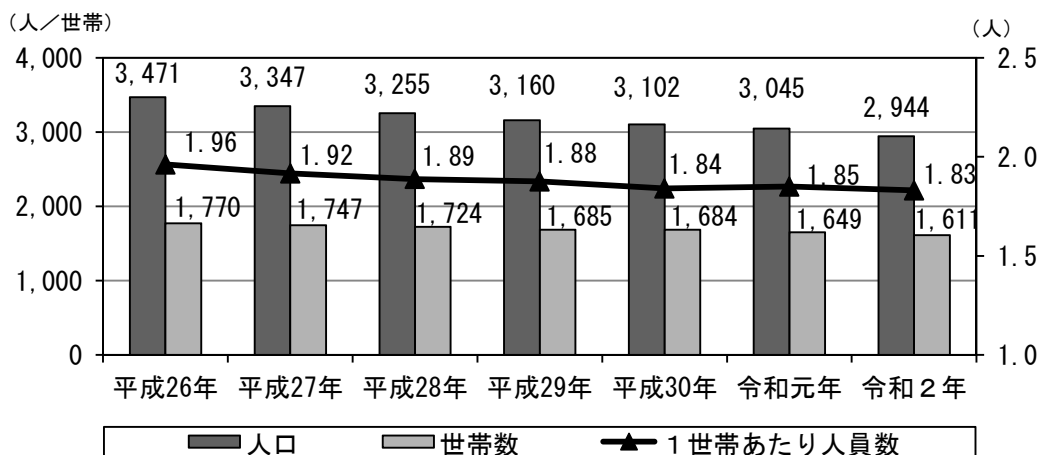
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者基本計画	 第1次計画(平成27年度～)			第2次計画					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

第2章 障害のある人の現状

1 人口と世帯

総人口の推移をみると、平成26年以降、令和2年まで年々減少傾向にあり、令和2年(10月末現在)では2,944人となっています。

世帯数も減少傾向にあり、1世帯あたり人員数は令和2年で1.83人となっています。



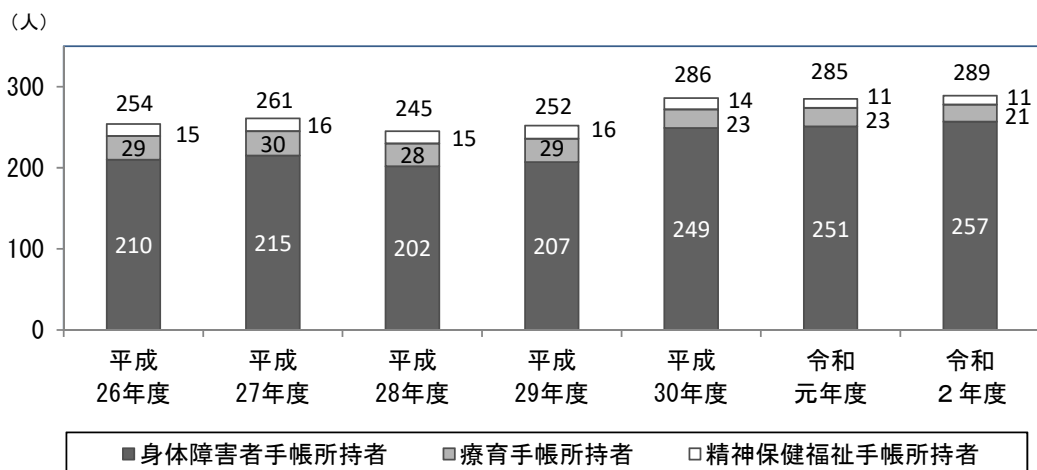
資料:住民基本台帳(各年3月末現在、令和2年のみ10月末現在)

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は平成26年度以降増減を繰り返し、平成30年度には286人、令和2年度には289人となっています。

特に、身体障害者手帳所持者数が平成30年度以降は年々増加し、令和2年度には257人となっています。



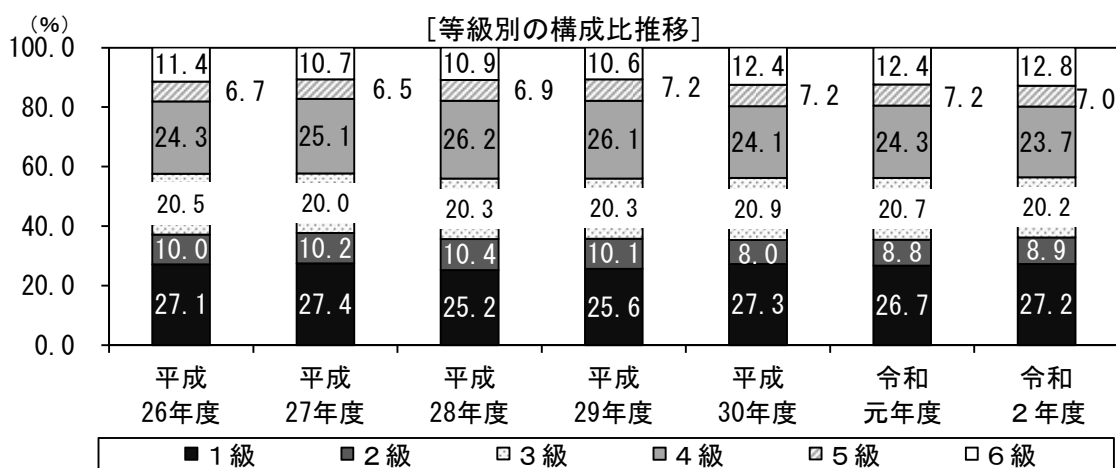
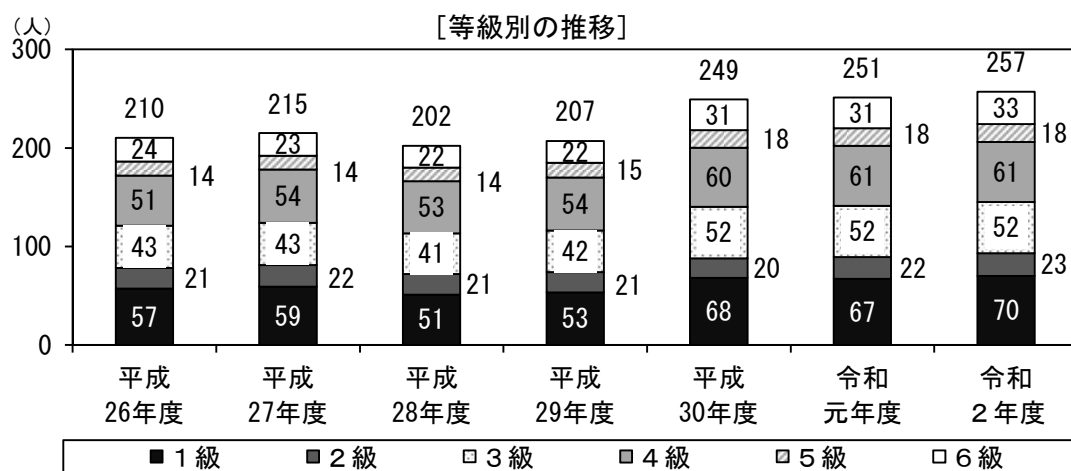
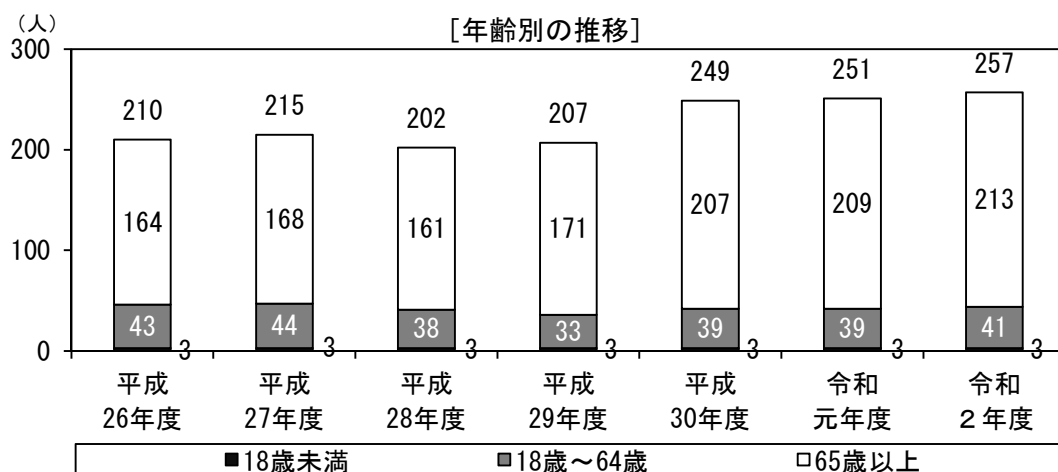
資料:高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

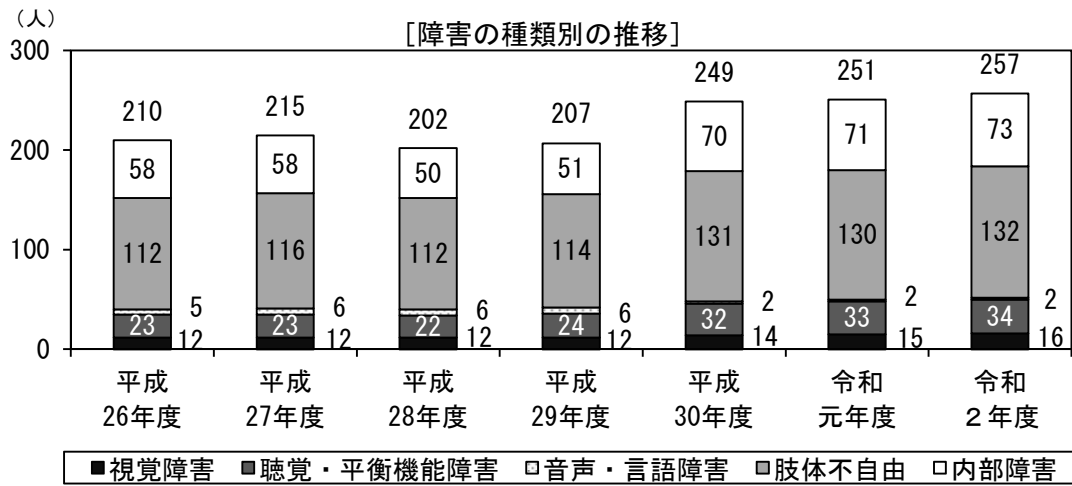
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度から 29 年度にかけて増減を繰り返し、平成 30 年度以降は年々増加しています。

年齢別にみると、令和 2 年度では 18 歳未満が 3 人、18 歳～64 歳が 41 人、65 歳以上が 213 人となっており、65 歳以上が多くを占めています。

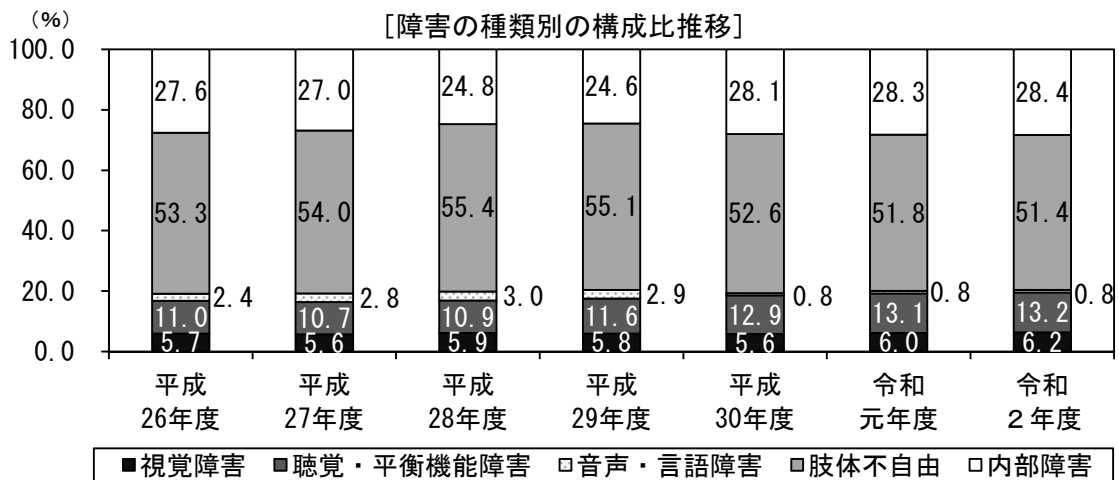
等級別にみると、令和 2 年度では 1 級が 70 人と最も多く、27.2%を占めています。



障害の種類別にみると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多く、令和2年度では132人で51.4%を占めています。次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害が多くなっています。



資料: 高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)



資料: 高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

(3)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度以降、減少傾向にあり、令和2年度には21人となっています。

年齢別にみると、いずれの年度においても18～64歳が最も多く、令和2年度では16人で76.2%を占めています。

等級別にみると、令和2年度では軽度B2が最も多く、8人で38.1%となっています。

[年齢別の推移]

単位：上段(人)、下段(%)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	3	4	2	2	1	1	1
	10.3	13.3	7.1	6.9	4.3	4.3	4.8
18～64歳	23	23	23	24	19	18	16
	79.3	76.7	82.1	82.8	82.6	78.3	76.2
65歳以上	3	3	3	3	3	4	4
	10.3	10.0	10.7	10.3	13.1	17.4	19.0
総数	29	30	28	29	23	23	21
	100	100	100	100	100	100	100

資料：高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

[等級別の推移]

単位：上段(人)、下段(%)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
最重度 A1	3	3	3	3	3	3	3
	10.3	10.0	10.7	10.3	13.0	13.0	14.3
重度 A2	8	8	8	8	6	6	5
	27.6	26.7	28.6	27.6	26.1	26.1	23.8
中度 B1	9	9	8	8	6	5	5
	31.0	30.0	28.6	27.6	26.1	21.8	23.8
軽度 B2	9	10	9	10	8	9	8
	31.0	33.3	32.1	34.5	34.8	39.1	38.1
総数	29	30	28	29	23	23	21
	100	100	100	100	100	100	100

資料：高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度以降、減少傾向にあり、令和 2 年度には 11 人となっています。

年齢別にみると、いずれの年度においても 18～64 歳が最も多く、令和 2 年度は 7 人で 63.6%を占めています。

等級別にみると、令和 2 年度は 1 級、2 級がいずれも 4 人で 36.4%となっています。

[年齢別の推移]

単位：上段(人)、下段(%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
18 歳未満	0	1	1	1	1	1	1
	0.0	6.3	6.7	6.3	7.2	9.1	9.1
18～64 歳	12	12	11	12	10	7	7
	80.0	75.0	73.3	75.0	71.4	63.6	63.6
65 歳以上	3	3	3	3	3	3	3
	20.0	18.8	20.0	18.8	21.4	27.3	27.3
総 数	15	16	15	16	14	11	11
	100	100	100	100	100	100	100

資料：高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ 10 月末現在)

[等級別の推移]

単位：上段(人)、下段(%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
1 級	4	4	4	4	5	4	4
	26.7	25.0	26.7	25.0	35.7	36.4	36.4
2 級	8	8	7	8	7	5	4
	53.3	50.0	46.7	50.0	50.0	45.4	36.4
3 級	3	4	4	4	2	2	3
	20.0	25.0	26.7	25.0	14.3	18.2	27.2
総 数	15	16	15	16	14	11	11
	100	100	100	100	100	100	100

資料：高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ 10 月末現在)

(5) 自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数の推移をみると、更生医療[※]、精神通院医療[※]は、平成 26 年度から令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 2 年度では更生医療が 13 人、精神通院医療が 46 人となっています。平成 29 年度まで育成医療[※]は減少傾向にあり、平成 30 年度以降の受給者はいません。

[自立支援医療費受給者数の推移]

単位:(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
更生医療	15	15	15	19	18	22	13
育成医療	3	3	1	1	0	0	0
精神通院医療	37	37	37	38	42	43	46

資料:高野町福祉保健課(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

※更生医療とは……

身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方が、その障害を軽減したり、悪化を防いだりするための治療を行う場合に、世帯の所得に応じて医療費を助成する制度。

※育成医療とは……

身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる 18 歳未満の児童を対象として、その障害の治癒、または軽減するための医療を受ける場合に、世帯の所得に応じて医療費を助成する制度。

※精神通院医療とは……

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有し、精神医療を継続的に必要とする病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を助成する制度。

(6) 難病患者数の推移

難病患者数の推移をみると、特定疾患[※]、小児慢性特定疾病[※]ともほぼ横ばいで推移しており、令和2年度では特定疾患が27人、小児慢性特定疾病が2人となっています。

[難病患者数の推移]

単位:(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
特定疾患	29	34	22	23	24	24	27
小児慢性特定疾病	2	2	2	1	2	2	2

資料:和歌山県(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

※特定疾患とは……

原因が不明で、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度の高い病気のこと。

※小児慢性特定疾病とは……

慢性に経過する疾病である、生命を長期に脅かす疾病である、症状や治療が長期にわたるため生活の質が低下する、長期にわたって高額な医療費の負担が続く、という4つの項目を満たしていると厚生労働大臣が認定した18歳未満の子どもの病気のこと。小児慢性特定疾病に含まれる病気には、ダウン症、小児ぜんそく、糖尿病などがある。

(7) 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校、中学校はほぼ横ばいで推移しており、令和2年度では小学校が5人、中学校が4人となっています。通級指導教室[※]は0人となっています。

[特別支援学級の在籍者数の推移]

単位:(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校	2	4	3	4	6	4	5
中学校	3	3	2	2	2	4	4
通級指導教室	0	0	0	0	0	0	0

資料:高野町教育委員会(各年度3月末現在、令和2年度のみ10月末現在)

※通級指導教室とは……

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施する学級のこと。

3 障害福祉サービス等の提供状況

(1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人及び知的障害・精神障害のある人で著しい行動障害を有する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動の際に必要な介助や移動の補助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(数値:1か月あたり)

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	時間	30	19	38	16	46	14
	人	5	4	6	5	7	4
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	18	6.7	18	10.4	18	16
	人	1	2	1	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般の事業所等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型・ B型＝非雇用型)	一般の事業所等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(数値: 1か月あたり)

(単位: 人日=1か月あたりの延べ利用人数)

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人日	231	219	252	165	273	257
	人	11	11	12	12	13	12
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	28	0	28	0	28	3
	人	2	0	2	0	2	1
就労移行支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	人日	23	20	23	20	23	19
	人	1	1	1	1	1	1
就労継続支援(B型)	人日	110	77	132	47	132	58
	人	5	4	6	4	6	6
就労定着支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)	人日	24	25	32	10	32	12
	人	3	2	4	1	4	1
短期入所(医療型)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

(3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(数値: 1か月あたり)

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	4	3	4	4	4	5
施設入所支援	人	8	9	7	9	7	9

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

(4) 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(数値: 1か月あたり)

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	4	2	5	3	6	4
地域移行支援	人	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

4 地域生活支援事業の状況

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるためのイベントや教室の開催等の研修・啓発事業等を行います。

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	有	無	有	無

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

② 自発的活動支援事業

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	無	有	無

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

③ 相談支援事業

事業名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関連機関等との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター [※] 等に専門的職員を配置するほか、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基幹相談支援センター	有無	無	無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	有	有	有	有
自立支援協議会 [※]	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

※基幹相談支援センターとは……

地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和2年3月より橋本・伊都圏域で1か所開設（橋本市保健福祉センター内）。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、困っていることや不安に思っていることなど相談に対応。

センターには、専門の資格を持った職員を配置し、障害のある人だけでなく、家族や友人など、誰でも無料で利用できる。

●主な業務内容

1. 困難ケース等への総合的・専門的な相談支援
2. 地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言並びに人材育成
3. 地域の関係機関との連携強化
4. 地域移行及び地域定着支援に係る関係機関との調整、普及啓発等
5. 障害者等に対する虐待防止及び権利擁護
6. 成年後見制度利用支援事業
7. 橋本・伊都地域自立支援協議会の運営業務 等

※自立支援協議会とは……

「障害者自立支援法」では、「関係機関が連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」と定めている。この話し合いの場を自立支援協議会と呼び、県や市町村、または市町村が共同して設置することとなっている。この圏域では橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町が共同で橋本・伊都地域自立支援協議会を設置。

橋本・伊都地域自立支援協議会の中には6つの部会（就労支援部会・子ども部会・地域生活支援部会・精神保健ネットワーク部会・権利擁護部会・ケアマネジメント連携部会）があり、地域の抱える課題について、地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深める。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的・精神障害によって、物事を判断する能力が十分ではない人が、金銭（財産）の管理や医療サービスや福祉サービスを利用するための契約手続きなどを適切に行うことが難しい場合に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。障害福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度が有効と認められる人に対して利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

（数値：1年あたり）

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	0	1	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

⑤ 意思疎通支援事業

事業名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	1	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

⑥ 日常生活用具給付等事業

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し、以下の6種の用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、T字状・棒状のつえ、電磁調理器等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、点字器、人口喉頭、点字図書等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に住宅改修を伴うもの

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	2	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1	0	1	2
排泄管理支援用具	件	155	109	171	114	188	109
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	0	2	0	2	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	件	0	0	0	2	1	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

⑧ 移動支援事業

事業名	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	人	2	2	2	0	2	1
	時間	31	32	31	0	31	30

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	内 容
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の促進等の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実強化します。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

(2)任意事業

① 訪問入浴サービス事業

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業	身体に障害のある人の居宅に訪問し、入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

② 日中一時支援事業

事業名	内 容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	人	0	0	0	1	0	1

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

③ 更生訓練費給付事業

事業名	内 容
更生訓練費給付事業	自立訓練または就労移行支援のサービスを利用する障害のある人が自立した日常生活や就労を希望する場合、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費を給付します。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
更生訓練費給付事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

④ 障害者虐待防止対策支援

事業名	内 容
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関や団体、地域住民による支援体制の強化、協力体制の整備を図ります。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者虐待防止対策支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、10月末までの実績を基にした推計値

(3) 障害児福祉サービスの提供状況

サービス名	内 容
児童発達支援	障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設で生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

(数値:1か月あたり)

(単位:人日=1か月あたりの延べ利用人数)

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人日	30	0	30	0	30	15
	人	5	0	5	0	5	2
放課後等デイサービス	人日	2	6	1	0	1	0
	人	2	1	1	0	1	0
保育所等訪問支援	人日	1	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

5 成果目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本方針	■ 地域移行者数: 平成 28 年度末施設入所者の9 %以上
	■ 施設入所者数: 平成 28 年度末の2 %以上削減 ※高齢化・重症化を背景とした目標設定

【施設入所者数】

平成 28 年度末 施設入所者数(人)	【指標】施設入所者の地域生活への移行者数(人)	
	目標値	実績値
6	1	0

【施設入所者数の削減】

施設入所者数(人)		【指標】施設入所者数の削減(人)	
平成 28 年度末	令和2年度末	目標値	実績値
6	9	0	0

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針	■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
	■ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人から15.7万人に〔都道府県のみ〕 （平成 26 年度末の 18.5 万人と比べて、3.9 万人から 2.8 万人減少）
	■ 退院率: 入院後3か月 69%以上、入院後6か月 84%以上、入院後1年 90%以上（平成 27 年時点の上位 10%の都道府県の水準）〔都道府県のみ〕

指 標	令和2年度	
	目標値	実績値
協議の場の設置数(か所)	1	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
--------	---

指 標	令和2年度	
	目標値	実績値
地域生活支援拠点等か所数(か所)	1	3

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般就労への移行者数: 平成 28 年度の 1.5 倍 ■ 就労移行支援事業利用者: 平成 28 年度の 2 割増 ■ 移行率 3 割以上の就労移行支援事業所: 5 割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ■ 就労定着支援 1 年後の就労定着率: 8 割以上
--------	---

指 標	令和2年度	
	目標値	実績値
福祉施設から一般就労への移行者数(人)	1	0
就労移行支援事業の利用者数(人)	0	0
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(%)	/	/
就労定着支援1年後の就労定着率(%)	/	/

6 障害のある方の福祉に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本町在住の障害のある人の生活や福祉サービスの利用状況や意見をうかがい、本計画の資料にするほか、今後の本町の障害者福祉施策を進める際の参考にするためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

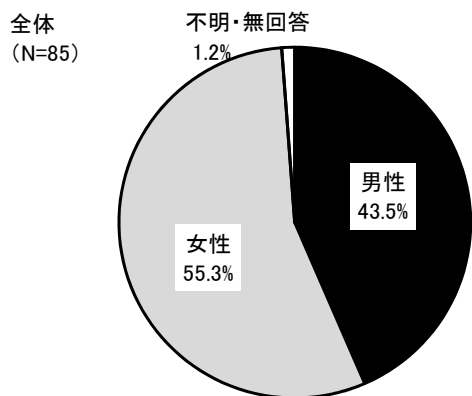
- 調査地域: 高野町全域
- 調査対象者: 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 抽出方法: 対象者全員（令和2年4月1日現在）
- 調査期間: 令和2年8月13日（木）～8月28日（金）
- 調査方法: 郵送配布・郵送回収

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	165 件	72 件	43.6%
療育手帳所持者	13 件	7 件	53.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者	9 件	6 件	66.7%
合 計	187 件	85 件	45.5%

(3) 調査結果の概要

1. 回答者の性別について(単数回答)

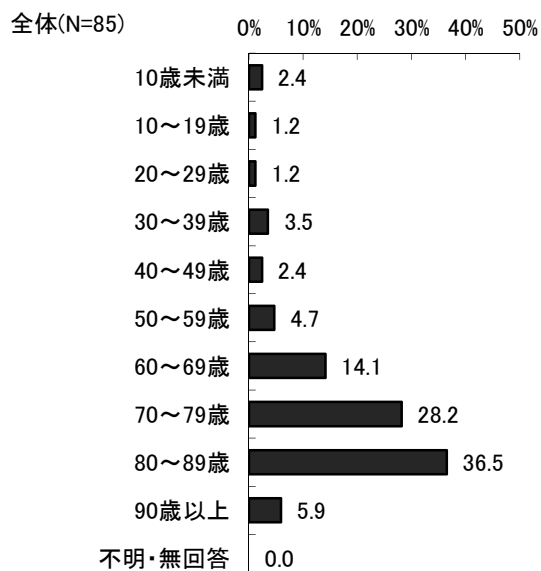
性別については、全体では「男性」が43.5%、「女性」が55.3%となっています。



性別	全体 (N=85)		身体 (N=72)	知的 (N=7)	精神 (N=6)
	%	件数	件数	件数	件数
男性	43.5	37	31	4	3
女性	55.3	47	41	3	3
不明・無回答	1.2	1	0	0	0

2. 回答者の年齢について(数量回答)

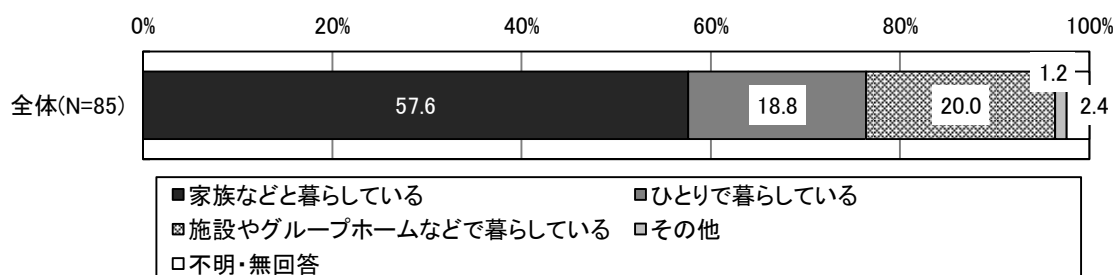
年齢については、全体では「80～89歳」が36.5%と最も高く、次いで「70～79歳」が28.2%、「60～69歳」が14.1%となっています。身体障害のある人では、60歳以上の割合が高くなっています。



年齢	身体 (N=72)	知的 (N=7)	精神 (N=6)
	件数	件数	件数
10歳未満	1	1	0
10～19歳	1	0	0
20～29歳	0	0	1
30～39歳	1	1	1
40～49歳	0	2	0
50～59歳	3	0	1
60～69歳	10	1	1
70～79歳	23	1	0
80～89歳	28	1	2
90歳以上	5	0	0
不明・無回答	0	0	0

3. 普段どなたと一緒に暮らしていますか(単数回答)

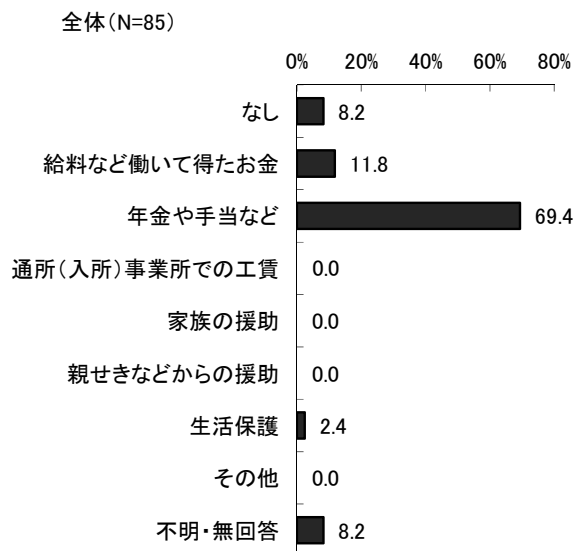
一緒に暮らしている人については、「家族などと暮らしている」が57.6%と最も高く、次いで「施設やグループホームなどで暮らしている」が20.0%、「ひとりで暮らしている」が18.8%となっています。知的障害のある人では、「施設やグループホームなどで暮らしている」が4件と最も多くなっています。精神障害のある人では、「家族などと暮らしている」、「ひとりで暮らしている」、「施設やグループホームなどで暮らしている」が、いずれも2件となっています。



どなたと一緒に暮らしていますか	身体	知的	精神
	(N=72) 件数	(N=7) 件数	(N=6) 件数
家族などと暮らしている	44	3	2
ひとりで暮らしている	12	0	2
施設やグループホームなどで暮らしている	13	4	2
その他	1	0	0
不明・無回答	2	0	0

4. 主な収入について(単数回答)

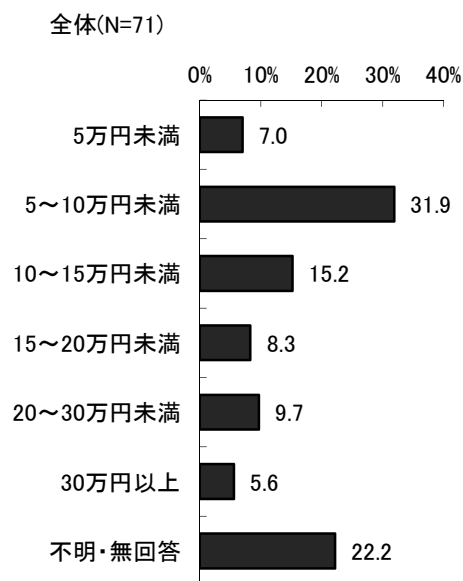
主な収入については、「年金や手当など」が69.4%と最も高く、次いで「給料など働いて得たお金」が11.8%となっています。知的障害、精神障害のある人では、「年金や手当など」以外は、ともに収入源は「なし」が1件となっています。



収入源	身体	知的	精神
	(N=72)	(N=7)	(N=6)
	件数	件数	件数
なし	5	1	1
給料など働いて得たお金	9	0	0
年金や手当など	50	6	5
通所(入所)事業所での工賃	0	0	0
家族の援助	0	0	0
親せきなどからの援助	0	0	0
生活保護	2	0	0
その他	0	0	0
不明・無回答	6	0	0

■ 平均月収 (数量回答)

平均月収については、「5～10万円未満」が31.9%と最も高く、次いで「10～15万円未満」が15.2%となっています。身体障害、知的障害、精神障害のある人の傾向は同様で、身体障害のある人では、「20～30万円未満」が7件、「15～20万円未満」が6件となっています。

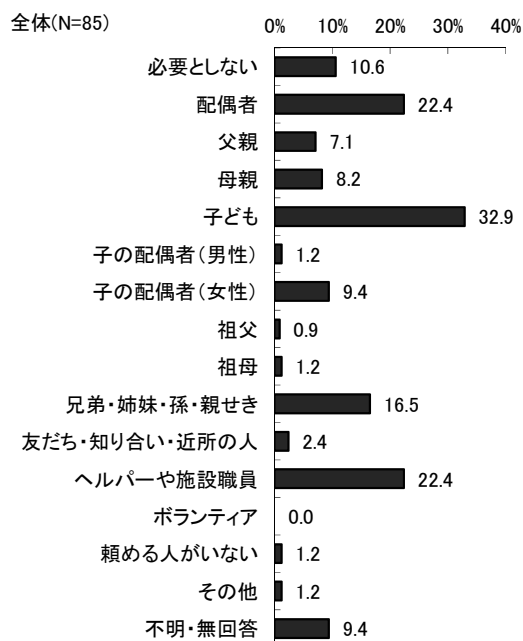


平均月収	身体	知的	精神
	(N=61)	(N=6)	(N=5)
	件数	件数	件数
5万円未満	5	0	0
5～10万円未満	16	4	3
10～15万円未満	9	1	1
15～20万円未満	6	0	0
20～30万円未満	7	0	0
30万円以上	4	0	0
不明・無回答	14	1	1

5. 主な介助者(日常生活を支援してくれる方)はどなたですか

(複数回答 3つまで)

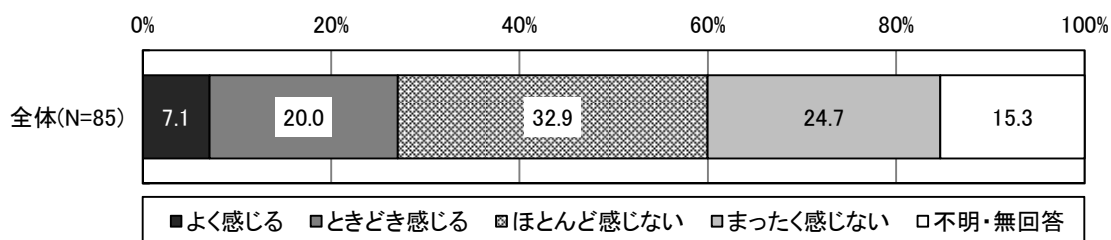
主な介助者については、「子ども」が32.9%と最も高く、次いで「配偶者」、「ヘルパーや施設職員」がそれぞれ22.4%となっています。知的障害、精神障害のある人では、「ヘルパーや施設職員」の割合が高くなっています。



主な介助者	身 体	知 的	精 神
	(N=72) 件数	(N=7) 件数	(N=6) 件数
必要としない	8	0	0
配偶者	19	0	0
父親	4	1	1
母親	5	1	1
子ども	26	1	1
子の配偶者(男性)	0	0	0
子の配偶者(女性)	6	0	0
祖父	0	0	1
祖母	0	0	0
兄弟・姉妹・孫・親せき	10	3	3
友だち・知り合い・近所の人	2	0	0
ヘルパーや施設職員	14	3	4
ボランティア	0	0	0
頼める人がいない	1	0	0
その他	1	0	0
不明・無回答	7	1	0

6. 障害があるために差別や偏見を感じることもあるか(単数回答)

日常生活において障害があるために差別や偏見を感じることもあるかについては、「よく感じる」、「ときどき感じる」をあわせて3割近くが差別や偏見を感じるとしています。知的障害、精神障害のある人のほうが、身体障害のある人よりも差別や偏見を感じるという割合が高くなっています。



差別や偏見を感じるか	身 体	知 的	精 神
	(N=72) 件数	(N=7) 件数	(N=6) 件数
よく感じる	4	1	2
ときどき感じる	13	2	3
ほとんど感じない	25	1	1
まったく感じない	21	0	0
不明・無回答	9	3	0

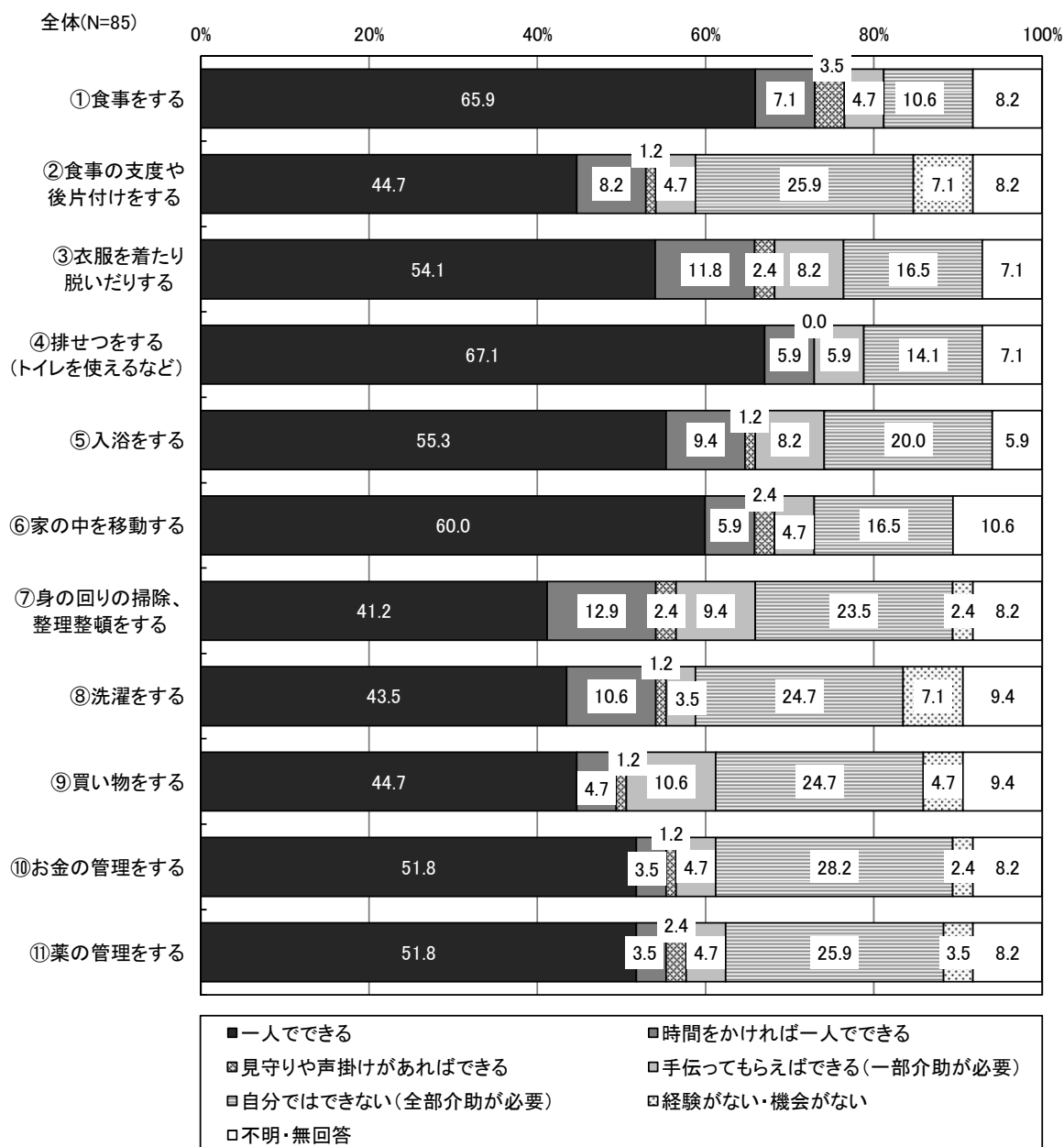
■ 「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方の差別や偏見を感じる場(複数回答)

差別や偏見を感じる場については、「人間関係」が10件と最も多く、次いで「街のなかでの視線」が7件となっています。精神障害のある人では、「人間関係」、「店などでの対応・態度」がそれぞれ3件と最も多くなっています。

差別や偏見を感じる場	身 体	知 的	精 神
	(N=17) 件数	(N=3) 件数	(N=5) 件数
教育の場	1	0	0
冠婚葬祭	3	1	1
スポーツ・趣味の活動	1	0	0
地域の行事・集まり	6	1	0
交通機関の利用	4	0	1
バリアフリーなどの配慮	2	0	0
仕事や収入	4	1	0
人間関係	6	1	3
街のなかでの視線	5	1	1
店などでの対応・態度	3	1	3
その他	0	0	0
不明・無回答	1	0	0

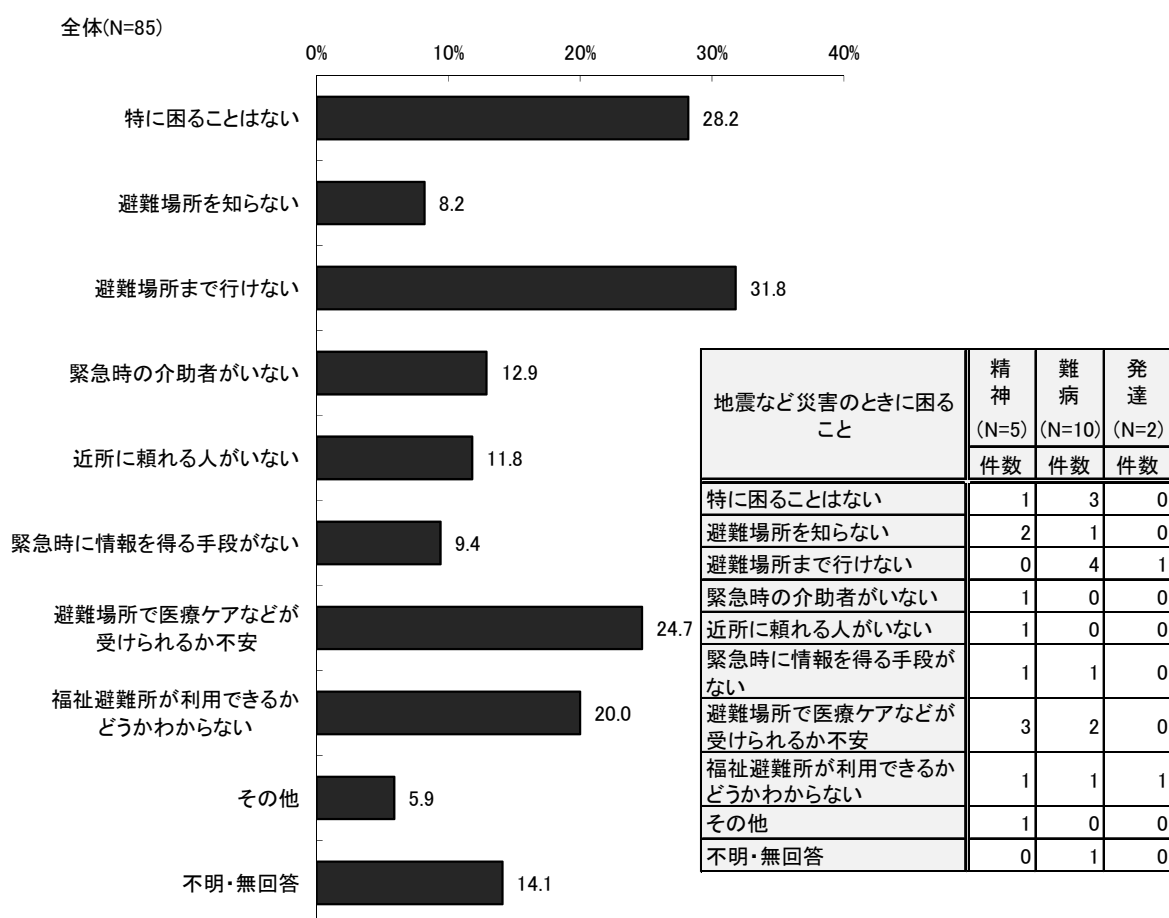
7. 日常生活を送る上での生活のしづらさについて(単数回答)

この1年間の日常生活での生活のしづらさについては、「自分ではできない(全部介助が必要)」は「お金の管理をする」が28.2%と最も高く、次いで「食事の支度や後片づけをする」、「薬の管理をする」がそれぞれ25.9%となっています。「一人で行える」は「排せつをする(トイレを使えるなど)」が67.1%と最も高く、次いで「食事をする」が65.9%となっています。



8. 地震など、災害のときに困ること（複数回答）

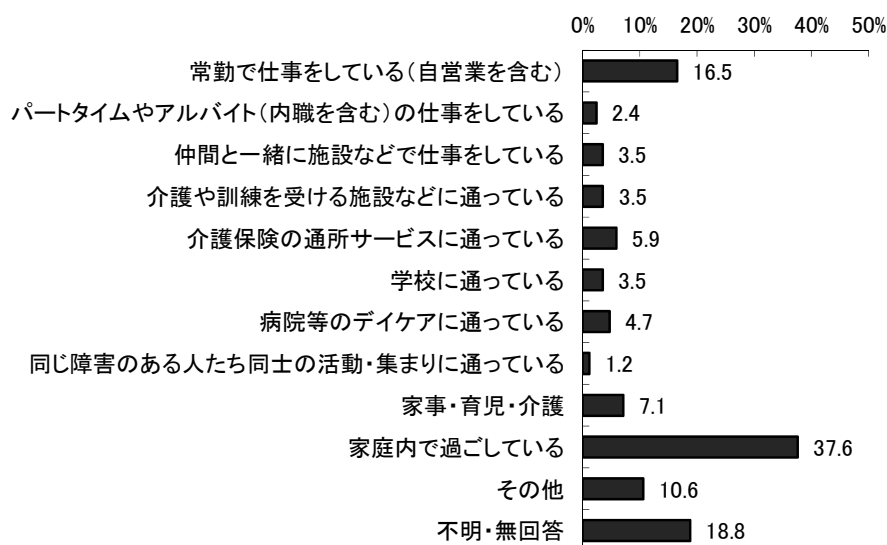
地震など、災害のときに困ることについては、「避難場所まで行けない」が31.8%と最も高く、次いで「特に困ることはない」が28.2%となっています。身体障害のある人では、「避難場所まで行けない」が26件と最も多く、次いで「特に困ることはない」が21件となっています。知的障害のある人では、「特に困ることはない」、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」、「福祉避難場所が利用できるかどうか分からない」がいずれも2件となっています。精神障害のある人では、「福祉避難場所が利用できるかどうか分からない」が3件と最も多く、次いで「緊急時の介護者がいない」、「近所に頼れる人がいない」、「緊急時に情報を得る手段がない」、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」がいずれも2件となっています。



9. 日中の過ごし方(複数回答)

日中の生活をどのように過ごしているかについては、「家庭内で過ごしている」が37.6%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている(自営業を含む)」が16.5%となっています。身体障害のある人も同様の傾向となっています。知的障害のある人では、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」が3件と最も多く、精神障害のある人では、「家庭内で過ごしている」が4件と最も多くなっています。

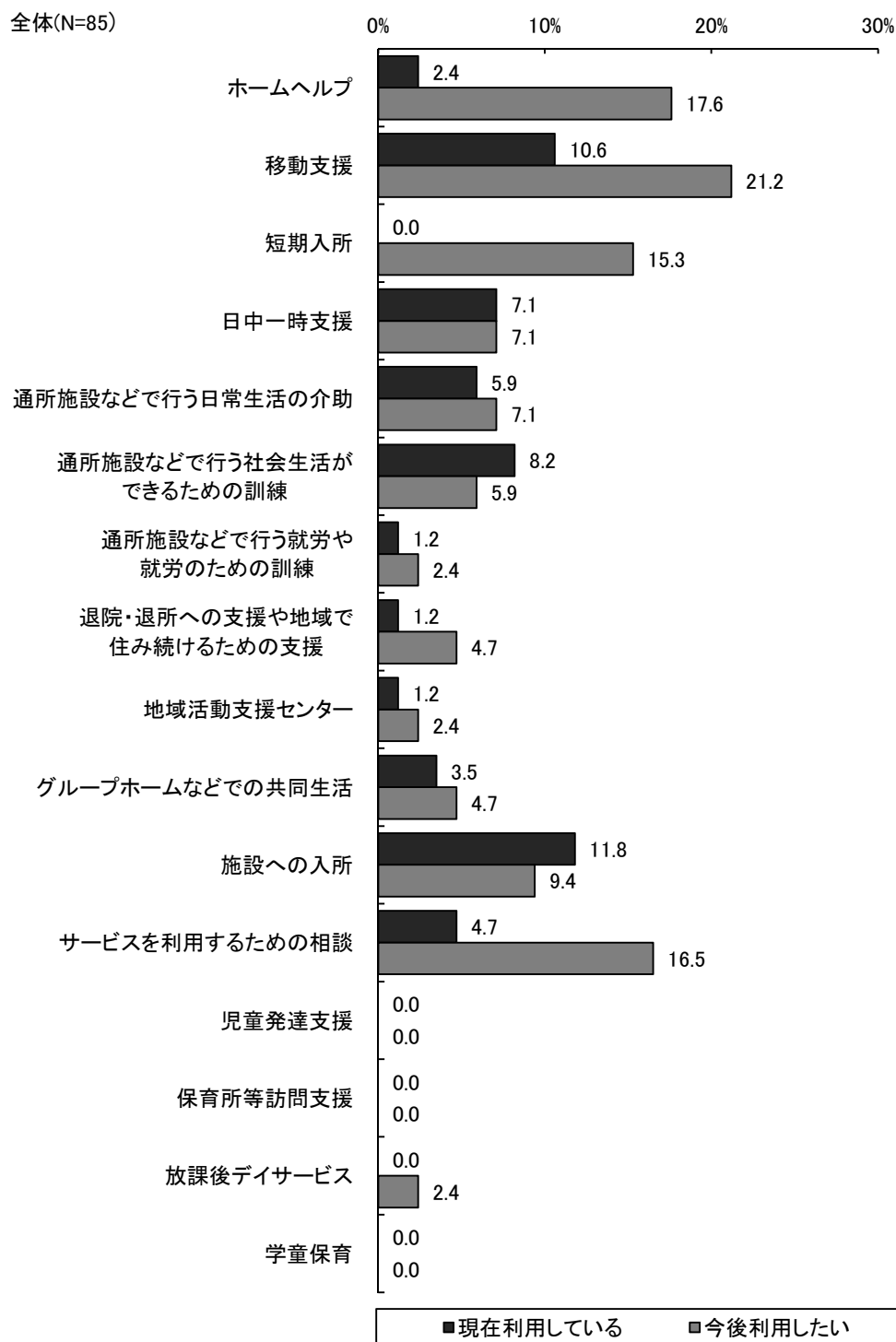
全体(N=85)



日中の生活の過ごし方	身	知	精
	体	的	神
	(N=72)	(N=7)	(N=6)
	件数	件数	件数
常勤で仕事をしている(自営業を含む)	13	0	0
パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている	2	0	0
仲間と一緒に施設などで仕事をしている	1	3	1
介護や訓練を受ける施設などに通っている	2	1	0
介護保険の通所サービスに通っている	5	0	0
学校に通っている	2	1	0
病院等のデイケアに通っている	3	0	1
同じ障害のある人たち同士の活動・集まりに通っている	1	0	0
家事・育児・介護	5	1	1
家庭内で過ごしている	26	1	4
その他	7	1	1
不明・無回答	15	0	0

10. 障害福祉サービスの利用について(複数回答)

各種サービスの利用についてみると、現在利用しているサービスは、「施設への入所」が11.8%と最も高く、次いで「移動支援」が10.6%となっています。今後利用したいサービスでは、「移動支援」が21.2%と最も高く、次いで、「ホームヘルプ」が17.6%となっています。



第3章 施策体系

1 計画の基本理念

本町においては、まちづくりの最上位計画である「第4次高野町総合計画」の基本目標の一つに、「一人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり」を掲げ、障害のある人一人ひとりが地域で安心して生活していくために必要な支援・サービスの充実を図るとともに、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加できる環境づくり、住みよい住環境の整備、就労の場の確保を推進するなど、『完全な社会参加と平等』が実現できる社会に向け取り組んできたところです。

一方、町全体では人口減少や高齢化が進展し、それに伴い障害のある人や介護者の高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化、価値観が多様化するなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

「第2次高野町障害者基本計画」、「第6期高野町障害福祉計画」、「第2期高野町障害児福祉計画」を策定するにあたっては、本町のこれまでの取り組みを継続しながら、障害のある人を取り巻く環境の変化を的確に捉え、より一層推進していく必要があります。

このことから、本計画においても、これまでから基本目標として掲げてきた『完全な社会参加と平等』が実現できる社会を基本目標に掲げ、各種施策の継続した取り組みをより一層推進することにより、「一人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり」を目指します。

2 基本目標

【基本目標】 みんなで助けあい、地域で支える

「完全な社会参加と平等」が実現できる社会

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指すことが求められています。障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう支援し、『完全な社会参加と平等』が実現できる社会を目指します。

3 施策の基本方針

基本目標の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の7つの基本方針を定めます。

基本方針1 社会全体におけるバリアフリー化の推進

～差別の解消、合理的配慮、交流活動、権利擁護の推進～

共生社会の実現に向け、福祉教育や各種研修会、交流会、ボランティア活動など、あらゆる機会を捉えて、積極的な広報・啓発活動、わかりやすい情報提供に努め、障害に対する正しい知識と障害のある人とない人との相互理解に努めます。また、社会的障壁を除くために必要な合理的配慮について、理念の周知・啓発に努めます。

基本方針2 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

障害のある人一人ひとりの状態やニーズに合わせ、適切な対応ができるよう、地域における身近な相談窓口の明確化や総合的・専門的な相談窓口の機能強化に努めます。

また、障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活に関わる情報が取得できるよう町広報誌やホームページ等による的確な情報提供と意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上など、コミュニケーション支援の充実を図ります。

基本方針3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

障害のある子どもたちの不安や困りごとが解消でき、乳幼児期から成人期まで、一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

保健・医療・福祉の関係機関や学校等との円滑な連携により、障害の早期発見・早期支援に努めます。

基本方針4 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

～生活支援、保健・医療～

障害のある人が、自分らしい暮らしができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、多様な相談ニーズに対応できる相談支援の充実、福祉人材の養成・定着により、社会資源の充実を図ります。障害や疾病があっても、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境の整備に取り組みます。

基本方針5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面で社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方など、「高野町福祉のまちづくり計画」等に基づいたまちづくりを進めます。

安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくり、消費者トラブルの防止や救済のための支援体制づくりに努めます。

基本方針6 障害のある人の自己実現を生涯にわたって支援する体制の強化

～雇用・就業、社会参加、文化芸術活動・スポーツ等～

障害のある人が生きがいを持って社会参加するため、就労の場の確保、就職の意向調査、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取り組みを支援します。自らの趣味やライフスタイルと自己の能力を高めることができるよう、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、活動を活性化させるため、スポーツや文化・芸術活動に関する情報提供や参加のためのサポートの充実を図ります。

特に、令和3年10月開催予定の「全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」を契機とし、障害のある人の文化芸術活動に対する町民意識のさらなる醸成が図られるとともに、共生社会に対する理解促進とその実現の重要性について、多くの町民が共有することができるよう環境整備を進めます。

基本方針7 行政サービス等における配慮の推進

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、その権利を円滑に行使できるように、選挙や行政手続き等における配慮に努めます。

「高野町障害者活躍推進計画」、「障害を理由とする差別の解消を推進するための高野町職員対応要領」に基づき、町役場をはじめとする公的機関・関連機関での障害のある人の優先雇用や障害者就労施設からの物品等の優先調達に努めます。

4 施策体系

基本目標: 「完全な社会参加と平等」が実現できる社会

基本方針

1 社会全体におけるバリアフリー化の推進
～差別の解消、合理的配慮、
交流活動、権利擁護の推進～

2 相談体制・情報提供の
仕組みづくり
～相談体制・情報提供～

3 障害や疾病等で支援が必要な
子どもに対する福祉と教育の充実
～療育・保育・教育～

4 障害の特性を踏まえた利用者
本位の支援策の促進
～生活支援、保健・医療～

5 安全・安心な環境づくり
～生活環境、安全・安心～

6 障害のある人の自己実現を生涯
にわたって支援する体制の強化
～雇用・就業、社会参加、
文化芸術活動・スポーツ等～

7 行政サービス等における配慮の推進

施策の内容

(1)障害を理由とする差別の解消
(2)地域における福祉活動の推進
(3)地域で支える基盤づくり
(4)権利擁護の推進

(1)相談体制の充実
(2)情報利活用の推進

(1)早期療育・発達支援体制の充実
(2)保育・教育の充実

(1)在宅福祉サービスの充実
(2)居住支援の充実
(3)経済的支援の充実
(4)保健・医療の充実等

(1)福祉のまちづくりの推進
(2)移動条件の整備
(3)防災対策の推進
(4)防犯対策の推進、消費者トラブルの防止
及び被害からの救済

(1)就労支援及び多様な就業機会の確保
(2)文化芸術活動、スポーツ等の振興

(1)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
(2)選挙における配慮

第4章 主な課題と計画の方向性

1 社会全体におけるバリアフリー化の推進

～差別の解消、合理的配慮、交流活動、権利擁護の推進～

【現状と課題】

すべての人が障害の有無に関わらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、すべての人が排除されることなく包摂され、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指していきます。また、社会環境の変化やニーズの多様化等にも対応するため、ともに支え合う地域づくりが求められています。障害のある人への理解不足や偏見、社会参加を阻む障壁などの課題を解消し、すべての人が地域の中で自立と社会参加ができる社会が求められています。

障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止、障害者の権利擁護のための取り組みを進める必要があります。

【基本的な施策】

(1) 障害を理由とする差別の解消

施策名	施策の内容
障害者差別解消への取り組み・理解の推進	○障害者基本法に定める「社会障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念、また、雇用の分野における障害のある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、町広報誌の活用等により周知・啓発に努め、町民に対する理解の推進を行います。
啓発活動の推進	○ともに支え合う社会づくりに向けて、障害や障害のある人に対する理解が得られるよう、啓発活動の推進、町民の協力による社会参加を促進します。 ○町広報誌やホームページなどの情報媒体を活用し、障害や障害のある人についての理解を促す情報発信や、国、県の啓発パンフレットなどを有効活用し、町民への理解を促進します。 ○「障害者週間」や「障害者の日」など、町民が障害者福祉に関心を持ちやすい時期に、啓発活動を展開します。

(2) 地域における福祉活動の推進

施策名	施策の内容
社会参加と地域交流の促進	<p>○地域における生涯学習活動、人権啓発イベントの開催などにより、障害のある人への理解を促進するとともに、障害のある人も含めた町民相互の交流を図ります。</p> <p>○高野町初の障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型作業所)が令和2年度より立ち上がりました。身近に通いやすくなったことにより、「できること」「やりたいこと」を見出すきっかけづくりとなるよう、事業所との連携を図り、社会参加の場の提供、交流機会の拡大に努めます。</p> <p>○地域福祉への理解をより一層推進していくため、「(仮称)ふれあい福祉まつり」といったイベントを開催し、事業所などの社会資源を活用し、住民との地域交流の機会を創設します。</p>
幼児教育・学校教育における福祉の心の普及	<p>○子どもたちが人権や社会福祉に関心を持ち、自分で考え行動できる力を養うために、小中学校の普通学級と特別支援学級との交流や児童・生徒の障害者施設訪問などの体験交流を図ります。</p> <p>○車いす体験等を通じて、障害について身近に考えられるよう、幼児教育、学校教育等で一貫した福祉の心の普及を推進します。</p>
福祉ボランティアの促進	<p>○社会福祉協議会において、町民のボランティア意識の向上を図る啓発活動を行うほか、ボランティア活動の支援等を行います。</p> <p>○手話通訳・要約筆記・点訳・朗読などを行うコミュニケーションボランティアを育成するとともに、障害のある人の社会参加を促すためにガイドヘルプや精神保健ボランティアを育成します。</p> <p>○災害時のボランティア活動の体制づくりを推進します。</p>
障害者福祉団体援護事業	<p>○障害者団体や福祉サービス事業者などが主体となって実施する事業の支援を行うとともに、各団体相互のネットワーク化を支援します。</p>

(3) 地域で支える基盤づくり

施策名	施策の内容
地域の見守り、支えあい活動の促進	<p>○見守り、支えあいが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等によるネットワークの形成を図ります。</p> <p>○専門的な資格や知識、経験を有している町民を活用するなど、地域の福祉人材の確保に努めます。</p>
町民・事業者・ボランティア・NPO等の連携推進	<p>○地域福祉の視点に基づき、町民・事業者・ボランティア・NPO・社会福祉協議会と連携、協力しながら、地域における障害者福祉を推進します。</p>

(4) 権利擁護の推進

施策名	施策の内容
権利擁護事業の推進	<p>○判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、権利擁護に関する相談、福祉サービスの利用援助、金銭の管理などを行う権利擁護事業を推進します。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>○意思決定の困難な人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を締結することがないように、社会福祉協議会と連携し成年後見制度等の利用支援を行います。</p> <p>○市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを検討します。</p>
障害者虐待への対応	<p>○虐待対応の窓口となる障害者虐待防止センター等の虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発活動等を行います。</p>

2 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

【現状と課題】

障害のある人に対する福祉は、年々、複雑・多様化しており、障害の状態やニーズに応じた相談に対応できるよう、橋本・伊都圏域の事業所と連携を強化し、相談事業を行っています。

また、妊娠初期から子育て期に至るまでの切れ目ない一貫した支援や相談を総合的に対応する拠点施設として、令和2年3月に「子育て世代包括支援センター」が開設しています。妊娠・出産・育児に関する様々な疑問や悩み、相談に保健師が中心となりきめ細かな相談支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、子育て世代を総合的に支援しています。子育て世代包括支援センター直通の専用電話番号を設けており、緊急の場合は役場の業務時間外でも対応が可能となっています。その他、子育て世代包括支援センターをより身近に親しみやすく感じてもらうため、町民から愛称募集を行い、「ハグ de はぐ」という愛称が決定しました。

障害のある人が情報通信（ICT）機器やサービスを活用し、生き生きとより豊かな生活が送れ、必要な情報が必要な人に届くように、情報アクセシビリティの向上と点字・音声・情報通信（ICT）機器など多様なツールを活用した情報提供に努めます。

【基本的な施策】

(1) 相談体制の充実

施策名	施策の内容
相談支援事業の充実	<p>○障害のある人にかかる相談支援全般（各種制度や福祉サービスの紹介及び利用支援、施設や医療機関の紹介及び活用支援、社会生活力向上のための支援、権利擁護に関する相談及び支援）について、基幹相談支援センターと連携し取り組みを進めます。</p> <p>○妊娠・出産期から子育て期（～18歳）の家庭を総合的に支援していくため、子育て世代包括支援センターが、妊娠・出産・育児の様々な疑問や悩み、相談に対応するとともに、様々な情報が得られるワンストップ拠点施設として地域に定着するよう、機能のさらなる充実に努めます。</p> <p>○必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障害のある人のサービスの利用を支援します。</p>

施策名	施策の内容
身近な相談活動の推進	○民生委員・児童委員等による身近な相談活動が効果的に進められるよう、周知を図ります。また、相談支援機関と連携した支援について、毎月の相談支援事業所の連絡会等を通じた連携を継続していきます。
専門相談機関との連携	○県子ども・女性・障害者相談センター、県リハビリテーション支援センター、県発達障害者支援センター、県難病・子ども保健相談支援センター等との連携を図り、個別ニーズに応じた相談支援を行います。
権利擁護制度の周知	○成年後見制度等、障害のある人や高齢者の財産・権利を守るサービスなどの周知を継続するとともに、制度やサービスの利用が有効であると認められる人など、潜在ニーズの掘り起こしに努めます。
難病患者及びその家族への相談支援	○難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して訪問や電話相談等を行います。
生活困窮者への相談対応	○生活困窮者への自立支援のため、関係機関が連携し、窓口での相談支援や就労につながる支援等を行います。

(2) 情報利活用の推進

施策名	施策の内容
情報提供体制の整備	○障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、拡大図書器の交付、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。 ○「障害を理由とする差別の解消を推進するための高野町職員対応要領」に基づき、障害のある人にとって見やすい、わかりやすい町広報誌やホームページの作成に努め、各種情報のバリアフリー化を推進します。
コミュニケーションボランティアの活用の推進	○手話通訳、要約筆記、点訳、朗読等のコミュニケーションボランティアを育成するとともに、会議や催し物等の活用について、広報に努めます。
情報通信（ICT）機器等の設置、利活用の促進	○障害のある人が障害特性に応じたコミュニケーションの手段として利用できるよう、情報通信（ICT）機器等の設置、利活用を支援します。

3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

【現状と課題】

乳幼児の心身障害や発達の遅れ等について、早期発見と早期支援を図るとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行います。認定こども園や学校・教育委員会等とも連携しながら切れ目なくサポートを行います。

また、高野山小・中学校では特別支援学級を併設しており、障害の有無に関わらず互いの理解を深め、尊重し合える社会を目指します。

【基本的な施策】

(1) 早期療育・発達支援体制の充実

施策名	施策の内容
早期発見・療育体制の充実	○子どもの発達の節目において健康診査等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育に対応します。 ○4か月・6か月・10か月・1歳6か月・3歳6か月児を対象とした乳幼児健診、妊娠・出産・産後の健康状態や発育・発達に関する相談、助言を行う乳幼児健康相談などを実施しています。 ○子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から18歳までの子どもと家族への切れ目のない支援を行っています。
療育・幼児教育の充実	○乳幼児健診や子育て支援、幼児教育の場等で支援を必要とされた児及び家族に対し、親子教室への参加や発達発育相談等の児童発達支援が利用できるよう、更なる充実を図ります。
関係機関との連携強化	○子育て世代包括支援センター、保健所、県子ども・女性・障害者相談センター等の関係機関との連携を強化し、早い段階から必要な保育・指導が受けられるような体制を整備しています。
相談機能の充実	○妊娠初期から子育て期について、支援が切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう、子育てに関わるあらゆる課題や相談に対応します。また、関係機関との連携と連絡調整を行い、効率的・効果的に支援できるよう、さらなる体制の充実に努めます。

(2) 保育・教育の充実

施策名	施策の内容
保育や教育の相談・指導の充実	○保育士の保育指導・教職員の教育指導研修、教育相談・指導に関わる研究・研修の充実を図るとともに、専門的な相談・指導機関との連携を強化する等、保育や教育に関わる相談、指導内容の向上に努めます。
進路指導の充実	○一人ひとりの子どもの能力と意向に応じた適切な進路を保障するため、関係機関との連携を図りながら進路指導の充実を図ります。
交流教育の推進	○障害児と普通学級の児童・生徒との交流、体験学習機会の充実を図ります。
こども園の受け入れの充実	○障害児を受け入れるために、こども園の施設や設備等を改修時などの機会をみて、必要に応じて改善を図ります。 ○保育士や幼稚園教諭等の加配職員の配置等により、障害児の実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。 ○こども園で受け入れた障害のある児童については、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。
教育環境の整備	○児童の障害の状態やニーズに応じた指導カリキュラムの作成や学習方法の研究、教材等の充実を図ります。 ○情報通信技術（ＩＣＴ）の発展等に合わせ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実、指導に努めます。
放課後等の支援の実施	○日中一時支援や放課後等デイサービス事業等、障害児の日中の居場所づくりや健全育成のためのサービスの充実に努めます。
児童発達支援の援助体制の充実	○児童発達支援を必要とする子どもが増加しており、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。 ○児童発達支援を行う通所施設への送迎サービスを行うなど、支援体制の充実に努めます。
学校施設のバリアフリー化	○障害のある児童・生徒が楽しく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化の推進に努めます。
特別支援教育の充実	○小中学校に特別支援学級を設置し、障害のある児童とない児童がともに学ぶことができる環境づくりを進めます。

4 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

～生活支援、保健・医療～

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で生活するために様々な福祉サービスを実施しています。障害者総合支援法に基づき、障害のある人が地域で自立した生活が送れるように、総合的な支援の充実が必要です。

障害のある人が利用する入所・通所施設等については、圏域での対応が必要であり、その整備の促進等については圏域での調整や県への働きを進めるとともに、障害の内容に沿った施設の充実が求められています。

【基本的な施策】

(1) 在宅福祉サービスの充実

施策名	施策の内容
訪問系サービスの充実	○安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図ります。
日中活動の場の確保と支援	○障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
短期入所の充実	○障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、医療機関や介護保険施設等との連携を図り、緊急時の受け入れ可能施設の充実を図ります。
移動支援の充実	○移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動の社会参加の推進を図ります。
高齢の障害のある人への生活支援	○介護保険制度の対象となる障害のある人については、介護保険担当、地域包括支援センター等と連携し、より良い形で在宅生活を継続していけるよう、また、生活状況に即したサービスを提供できるよう支援します。

施策名	施策の内容
福祉人材の確保・定着	<p>○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、県やハローワークなどの関係機関と連携した取り組みを推進します。</p> <p>○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</p>
精神保健施策等の充実	<p>○精神障害のある人に対しては、行政機関はもちろん、福祉団体や医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援を受けられる体制の整備を図ります。</p>
難病などに対する支援	<p>○難病患者等の療育生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実するとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。</p> <p>○障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。</p> <p>○難病患者や発達障害のある人等に対する支援について、関係機関等との連携を図ります。</p>

(2) 居住支援の充実

施策名	施策の内容
居住系サービスの確保	<p>○障害のある人が利用する入所訓練施設、障害者支援施設、グループホーム等は、広域での対応が必要であり、整備促進について広域での調整を進めるほか、県などへ働きかけを行います。</p>
地域生活への移行促進	<p>○福祉施設入所者や入院中の精神障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくために必要な支援に取り組むとともに、地域生活への移行を促進します。</p>
安心して暮らせる住宅の確保	<p>○公営住宅の整備において、障害のある人の利用に配慮しバリアフリー化を進めています。また、必要に応じて公共住宅のトイレをオストメイト対応に改修を行います。</p> <p>○障害のある人が生活しやすい住宅の改修についての支援を進めるとともに、人工透析療法を必要とする人で、新たに在宅血液透析療法を行うために必要な電気、水道設備等の改修費の補助について要件を拡大します。</p>

施策名	施策の内容
在宅時の安全確保	○家庭内における急病、事故発生等の緊急時に対応するため、町が貸与する緊急通報装置の利用者拡大に向け、取り組むとともに、引き続き、消防署、近隣協力隊員の協力、連携を図ります。
地域生活への移行促進	○入院中、福祉施設入所中の障害のある人の退所や退院後の住居の確保、地域での生活にスムーズに移行できるよう支援や援助を行います。 ○精神障害の有無や程度に関わらず、地域で暮らすことができるよう、圏域で保健・医療・福祉関係者により協議し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの連携による支援体制を構築していきます。(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)

(3) 経済的支援の充実

施策名	施策の内容
各種福祉手当の支給	○在宅で生活する障害者・児の生活安定を図るため、各種福祉手当等についての案内や周知を行います。
各種減免制度の周知	○所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引、減免制度の周知を行います。 ○町独自施策として、障害者手帳所持者に対し、「高野町外出支援助成券」を配布しています。
生活福祉資金貸付	○社会福祉協議会において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯に生活福祉資金の貸し付けを行っています。

(4) 保健・医療の充実等

施策名	施策の内容
健康づくりの普及啓発	<p>○各種健康教育などの充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発を行っています。</p> <p>○障害の原因となる疾病等を予防するため、新生児、未熟児に対する指導・相談や発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無を早期に発見するための乳幼児健診等を行っています。</p> <p>○各種健康診査や健康教育、健康相談等を実施し、健診後の結果に応じて、個別の保健指導を行っています。</p>
医療・給付制度の適切な運用	<p>○重度の心身障害のある人の医療費の助成や身体障害を軽減、除去するための医療（更生医療・育成医療）、精神疾患のある方の継続的な治療（精神通院医療）について、自立支援医療費の助成を行っています。</p>
医療機関との連携	<p>○専門的な医療を必要とする障害のある人や難病患者に対応するため、専門医の把握に努めるとともに、診療所、看護師、訪問看護師、地域包括支援センター等で構成する多職種会議（月1回開催）、ケース会議などを通じて医療機関等との連携を図ります。</p>
リハビリテーション体制の充実	<p>○障害により身体機能が低下している人に対し、身体機能の維持・回復を図ることができるよう、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。介護保険制度とも連携しつつ、加齢に伴う身体機能の低下によってリハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。</p>

5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

【現状と課題】

災害時に避難が難しい障害のある人を避難所に誘導する体制や、避難所での医療ケアの体制づくりが求められています。また、災害時に情報収集が困難な障害のある人に対する情報伝達の体制づくりや、地域でともに支え合う仕組みづくりも課題となっています。

このほか、犯罪や消費者トラブルの未然防止、交通安全対策など、障害の有無に関わらず、安全・安心に暮らすことができる環境づくりが必要です。

【基本的な施策】

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策名	施策の内容
福祉のまちづくり計画の推進	○「高野町福祉のまちづくり計画」に基づき、町民だけでなく町を訪れる観光客・参詣者など誰もが快適に過ごすことができるまちづくりを推進します。
歩行空間の整備	○歩道の新設や段差の解消など、車いすを利用する障害のある人の利便性を考慮した歩道、誘導ブロックの整備・改良を進めます。 ○道路の部分的な拡幅によるポケットパークを設置します。 ○駐車場の充実により、路上駐車を解消を図ります。 ○自動車のルートとは別に歩行者優先道路の確保を行います。
公共・公益施設の整備・改善	○公共施設や公益施設の段差を解消するほか、手すりやスロープの設置、障害者用トイレの整備など、障害のある人の利便性を考えた施設整備を進めます。 ○新たな公共施設の整備にあたっては、障害のある人の意見を聴いて、計画に反映できるように努めます。
多様な障害に対応したサイン表示の推進	○多様な障害に配慮し、音声や触地図、絵表示（ピクトグラム）、点字など障害のある人にわかりやすいサイン表示を工夫します。
観光客・参詣者にやさしいまちづくり	○宿泊施設と地域が連携し、障害のある人をサポートする仕組みづくりを研究します。 ○障害のある人が利用しやすい施設整備について、宿泊施設や町内事業者、地域に働きかけを進めます。

(2) 移動条件の整備

施策名	施策の内容
公共交通機関の基盤整備	○車いすの利用や障害のある人の乗降に配慮した「低床バス」や「ノンステップバス」、「リフト（昇降機）付きタクシー」の導入を行っています。また、バス停周辺等のバリアフリー化についても促進します。
交通費の助成、割引制度の活用促進	○タクシー、鉄道、バス、航空、有料道路通行料金等の運賃割引制度の活用を促進するとともに、制度の拡充を関係機関へ要請します。
ガイドヘルパーの育成とネットワーク化	○外出を支援し、社会参加を促進するため、ボランティアを含めたガイドヘルパーの養成・確保と新規参入事業者の促進を図るとともに、事業者同士のネットワーク化を図ります。
外出支援の充実、利用拡大の推進	○公共交通機関を使用した移動が困難な人（移動制約者）の通院・通所・レジャー等の外出を支援するため、「福祉有償運送サービス」の利用者の要件の拡大を進めます。 （現行：身体障害者手帳 1 級所持者、身体障害者手帳 2 級所持者で要介護認定者、要介護認定者） ○高齢、または重度の障害のある人の日常生活、社会生活における外出を支援するための「高野町外出支援助成券」のさらなる利用拡大に向け、事業の周知・啓発に努めます。 （対象者：80 歳以上の方、身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（1A・2A）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）所持者）

(3) 防災対策の推進

施策名	施策の内容
防災体制の充実	○避難場所や避難方法等の周知を徹底し、障害のある人に対する防災知識の普及・啓発を行います。 ○災害発生に備え、自力での避難が困難な障害がある方や、災害についての情報収集が困難な方について、適切な避難支援、その後の安否確認に役立てられるよう、在宅の高齢者、要介護認定者、災害時に支援を必要とする障害のある人を対象に「避難行動要支援者台帳」を作成し、必要な体制整備を推進します。
地域防災組織の促進	○地区ごとの自主防災組織づくりを支援し、住民による救助・避難誘導體制の整備を図ります。

施策名	施策の内容
避難行動要支援者台帳の活用	<p>○要配慮者の中でも自力での避難が困難で、特に地域の支援を必要とする「避難行動要支援者」を把握し、名簿を作成することが市町村に義務付けられました。一人で避難所まで避難することが難しい人（避難行動要支援者）を避難行動要支援者台帳に登録し、平常時には登録者への訪問、避難についての協議、非常時には町の関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などと登録情報を共有し、連絡、安否確認、避難支援など、災害発生時の体制づくりに取り組んでいきます。</p> <p>○本人同意を得た上で、平常時から地域での支援者となる民生委員・児童委員や自主防災組織などの各団体に名簿情報を提供することとされています。この名簿を活用し、町と地域が連携して個別の避難計画を作成するなど、避難支援体制を整備していきます。</p>
避難のための情報伝達	<p>○要配慮者及び避難行動支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先立って避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人たちに早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。</p>
避難先での支援	<p>○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障害のある人が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を受けることができるよう、体制の整備を促進します。</p> <p>○継続的に人工透析が必要な透析患者等の避難、救護体制の確立について取り組みを進めます。</p>

(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

施策名	施策の内容
犯罪や消費者トラブルの防止及び被害からの救済	<p>○犯罪や消費者トラブルの未然防止に向け、障害のある人をはじめ、その家族や身近で心強い味方である民生委員などに、トラブルの未然防止に向けた町広報誌やパンフレット等による情報提供を行います。</p> <p>○判断能力が十分でない人が犯罪に巻き込まれないように、成年後見制度等を活用した支援を推進します。</p>
交通安全の取り組みの推進	<p>○障害のある人に配慮した交通安全意識の普及を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けます。</p> <p>○障害のある人自身の意識を高めるとともに、障害の特性等を理解するための啓発や学習を推進します。</p>

6 障害のある人の自己実現を生涯にわたって支援する体制の強化

～雇用・就業、社会参加、文化芸術活動・スポーツ等～

【現状と課題】

障害のある人の就労の場を確保するとともに、生涯学習活動やスポーツなどへの参加を促進し、充実した生活を送ることができる環境づくりが求められています。障害のある人の社会参加を促すためにも、障害のある人の就労を支援するとともに、文化芸術活動やスポーツなどに気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

【基本的な施策】

(1) 就労支援及び多様な就業機会の確保

施策名	施策の内容
公的機関・企業等の雇用機会の拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公的機関における障害のある人の雇用の拡充、事業者への雇用の理解と積極的な協力を推進します。 ○町においては、「高野町障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある人の社会参加を推進します。 ○障害のある人の雇用に関する制度の活用や職場における配慮についての支援を、障害者就労・生活支援センター等の専門機関と連携して行います。
紹介・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、障害のある人の就労に関する相談の対応や、就労後の支援等に取り組みます。
ジョブコーチ(職場定着指導員)の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の比較的重い人を対象に、ジョブコーチを数か月間、職場に常駐させて実務支援を行う等、障害のある人の就労や職場定着のための支援策を検討していきます。
日中活動事業所の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会就労支援部会において、障害のある人が自立して地域で日常生活または社会生活を営むことができるよう、個人一人ひとりにあった就労を推進します。 ○障害のある人の日中活動(生活活動、創作的活動、訓練等)を促進するため、圏域自治体と連携し、地域活動支援センターを運営する事業者を支援します。

(2)文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策名	施策の内容
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」等、より多くの障害のある人が鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できる機会を設け、障害のある人のニーズや多様な特性に応じた環境整備を促進します。 ○各種講座やイベント、サークル活動に、障害のある人が気軽に参加できるように、参加しやすい会場設定や講座の内容の充実などを行います。 ○イベントや講演会等に要約筆記・手話通訳などの導入を推進し、障害のある人の参加を促進します。
スポーツレクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツに参加する機会を拡充するため、障害のある人を対象とした各種講座やイベントの内容を充実させるとともに、情報提供に努め、参加を促進します。 ○障害のある人のスポーツレクリエーション活動を適切に指導できる指導者や、活動を支えるボランティアの育成、確保を推進します。

7 行政サービス等における配慮の推進

【現状と課題】

行政サービスの提供にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する社会的障壁を除去するための必要な配慮が行政に求められています。町職員が障害について理解を深め、障害のある人への対応を充実させるとともに、障害のある人が様々な権利を行使できる環境づくりを整えることが必要です。

【基本的な施策】

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

施策名	施策の内容
町職員等の障害者理解の促進等	○町職員の窓口対応、文書作成、行政情報の提供など、行政サービスの提供にあたっては、「障害を理由とする差別の解消を推進するための高野町職員対応要領」に基づき、すべての職員が合理的配慮の理念を理解した上で、誰にとっても利用しやすい行政サービスが提供できるよう継続して取り組みを進めます。
障害のある職員の活躍推進・雇用促進	○「高野町障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員の障害特性や個性に応じて能力が有効に発揮できる雇用環境の整備、雇用促進に努めます。
障害者の就労と経済面での自立推進	○障害者就労施設や在宅で就労する障害のある人の経済面での自立を推進するため、物品やサービスを調達する際には、「高野町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等からの優先的、積極的な購入に努めます。

(2) 選挙における配慮

施策名	施策の内容
選挙等における情報提供の充実	○選挙人や候補者の障害の特性に応じた情報提供に努めます。
投票機会の確保	○投票所のバリアフリー化など投票設備や投票所の環境を向上し、障害のある人が利用しやすい環境を整えます。 ○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障害のある人の投票機会の確保に努めます。

第5章 第6期障害福祉計画

1 令和5(2023)年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ■ 令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。
--------	--

《目標設定の考え方》

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数は9人、地域生活移行者数は0人でした。国の指針に基づき、地域生活移行者数を1人、施設入所者数の削減数を1人として定めます。

指 標	目標値
	令和5(2023)年度
地域生活への移行者数(人)	1
施設入所者数の削減数(人)	1

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を基本とする。
--------	---

《目標設定の考え方》

- ・ 相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等に必要な機能や役割を担う地域生活支援拠点等を伊都圏域に設置するとともに、その機能の充実に向けた取り組みを推進します。

指 標	目標値
	令和5(2023)年度
地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実(か所)	3

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.27 倍以上を基本とする。 ■ 就労移行支援事業利用者は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上を基本とする。 ■ 就労継続支援 A 型事業利用者は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業利用者は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上を基本とする。 ■ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ■ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を基本とする。
--------------------	--

《目標設定の考え方》

- ・福祉施設から就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人は、令和元年度末時点では 0 人となっていますが、令和 5 年度末には、就労継続支援 A 型事業に係る移行者は 1 人とします。
- ・就労定着支援事業利用者数は、令和元年度末時点で 0 人となっていますが、令和 5 年度末においても地域の実情等を踏まえ、利用者は 1 人とします。
- ・就労継続支援 A 型事業の利用者は令和元年度末時点で 1 人、B 型事業は 4 人となっていますが令和 5 年度末においては、地域の実情等を踏まえ A 型事業利用者は 2 人、B 型事業利用者は 9 人を目指します。
- ・就労定着支援事業利用者、就労定着支援事業の就労定着率は、該当する事業所が町内にはないものの、令和 5 年度末には、圏域内の就労定着支援事業所の利用による 1 人を目指します。

指 標	目標値
	令和5 (2023) 年度
一般就労への移行者数(人)	3
就労移行支援事業に係る移行者数(人)	1
就労継続支援A型事業に係る移行者数(人)	1
就労継続支援B型事業に係る移行者数(人)	1
就労定着支援事業の利用者数(人)	1
就労定着率 8 割以上の定着支援事業所の割合(%)	-

(4) 相談支援体制の充実・強化等(新規)

国の 基本指針	■ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------------------	---

《目標設定の考え方》

- ・ 基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

指 標	目標値
	令和5 (2023) 年度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築(新規)

国の 基本指針	■ 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
--------------------	--

《目標設定の考え方》

- ・ 障害福祉サービス等に関する各種研修の活用等により、職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの向上を図ります。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果については、近隣市町において分析方法や共有方法について検討していきます。

指 標	目標値
	令和5 (2023) 年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	実施

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量と確保に向けた今後の方向性

(数値:1 か月あたり)

サービス名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
居宅介護	時間	30	35	40
	人	6	7	8
重度訪問介護	時間	0	0	20
	人	0	0	1
同行援護	時間	15	15	15
	人	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
合計	時間	45	50	75
	人	7	8	10

- ・訪問系サービスについては、第5期利用期間中の利用実績や障害のある人の状況、高齢に伴う在宅生活への移行等を考慮し、サービス提供体制の確保が必要です。
- ・住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保に向けた今後の方向性

(数値: 1 か月あたり)

(単位: 人日=1 か月あたりの延べ利用人数)

サービス名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
生活介護	人日	260	280	280
	人	12	13	13
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	4	8	8
	人	1	2	2
就労移行支援	人日	0	0	20
	人	0	0	1
就労継続支援(A型)	人日	20	20	40
	人	1	1	2
就労継続支援(B型)	人日	80	112	144
	人	5	7	9
就労定着支援	人	0	0	0
療養介護	人	0	0	0
短期入所(福祉型)	人日	32	40	48
	人	4	5	6
短期入所(医療型)	人日	0	0	0
	人	0	0	0

- 日中活動系サービスについては、第5期計画期間中の利用実績や障害のある人の状況、施設等から地域生活への移行、就労の促進等を考慮し、利用の増加を見込んでいます。引き続き、基幹相談支援センター、自立支援協議会と連携を図りながら、ニーズに合ったサービスが利用できるよう、情報提供を行っていきます。
- 就労継続支援B型については、町内に事業所が開設したことから、今後も利用者数の増加が見込まれます。
- 身近な地域で日中活動や訓練の場を確保できるよう、就労支援の継続と新たな就労定着支援事業所の参入の促進に努めます。
- 短期入所については、介護者の高齢化等に伴い、今後も利用ニーズは増加すると見込まれるため、数値に反映しています。

(3) 居住系サービスの見込量と確保に向けた今後の方向性

(数値:1か月あたり)

サービス名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	6	6	5
施設入所支援	人	9	9	8

- 居住系サービスについては、第5期計画期間中の利用実績や障害のある人の状況と今後の利用者の地域移行等を考慮し、見込量を設定します。
- 入所・入院中の障害のある人の地域生活への移行に向け、共同生活援助(グループホーム)の利用意向の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の新規参入について働きかけるなど、サービスの提供体制の確保を図ります。

(4) 相談支援の見込量と確保に向けた今後の方向性

(数値:1か月あたり)

サービス名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
計画相談支援	人	6	7	8
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

- 相談支援については、第5期計画期間中の利用実績から見込量を設定します。
- 計画相談支援については、利用者の意向や心身の状態を踏まえ、一人ひとりに応じた適切なサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の確保と資質向上に努めます。
- 多様化する相談内容に対応していくため、相談支援事業者、県健康福祉事務所、福祉施設、医療機関等と、より一層連携を図り、地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量と確保に向けた今後の方向性

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施 状況	実施	実施	実施

- 地域社会における障害のある人の理解促進と雇用就労の促進に向け、企業等の協力や関係機関と連携し、ともに生きる社会の実現に向けた啓発事業やイベントを開催するなど、さらなる展開を図ります。

② 自発的活動支援事業

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自発的活動支援事業	実施 状況	検討	実施	実施

- ※
- 地域共生社会の実現を目指し、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みの推進を図るため、関係機関や団体等に働きかけるよう努めます。

※地域共生社会とは……

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

③ 相談支援事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
基幹相談支援センター設置	か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施 状況	実施	実施	実施

- 令和元年度に伊都圏域に基幹相談支援センターが設置され、相談支援事業者への助言、専門的指導、相談支援専門員の人材育成を行い、相談支援の強化に努めています。引き続き、基幹相談支援センター等機能強化事業を推進し、誰もが安心して相談ができるよう、体制の強化に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1

- 成年後見制度の利用が有効であると認められる人など、潜在ニーズの掘り起こしに努めるとともに、制度を必要とする障害のある人が安心して利用できるよう、引き続き事業の普及啓発と利用促進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内 容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 状況	検討	検討	検討

- 成年後見人等に専任されるのは、家族や親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職(個人)が中心ですが、法人が成年後見人等を受任することにより、継続的・安定的に支援を担い続けることができるメリットがあります。
引き続き、成年後見制度の利用ニーズの動向を見極めながら、業務を適正に行える体制整備に向け社会福祉協議会と協議を進め、法人後見受託の体制を整えます。

⑥ 意思疎通支援事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	0	0	1

- 継続した手話通訳者、要約筆記者の育成とともに、県とも連携を図りながら、派遣事業の利用促進に努めます。支援にあたっては、支援される人の障害の種類・重さ、置かれている環境等を踏まえ、ニーズに即したものをを行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	120	120	120
住宅改修費	件	1	1	1

- 日常生活用具(48種目)の給付または貸与について、令和3年度より、災害による長期の停電に備えるための発電機・蓄電池や、拍数と経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)をリアルタイムでモニターすることができるパルスオキシメーターを対象品目に追加します。
- 住宅改修費について、人工透析療法を必要とする人で、新たに在宅血液透析療法を行うための電気、水道設備等の改修費を給付対象とし、要件を拡大します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話奉仕員養成研修事業参加人数	人	5	6	7

- 地域生活に必要な情報が提供できるよう町で開催している手話講座を継続して開催するとともに、周辺自治体等の手話奉仕員の養成研修に参加します。

⑨ 移動支援事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
移動支援事業	人	2	2	2
	時間	32	32	32

- 周辺自治体と連携し、利用ニーズの動向に対応したサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所	0	0	1
	人	0	0	1

- 伊都圏域における地域活動支援センター設置に向け、サービス提供事業者と連携を図り、サービス体制の整備、普及に努めます。

(2) 任意事業の見込量と確保に向けた今後の方向性

① 訪問入浴サービス事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
訪問入浴サービス事業	人	0	0	1

- ・現在体制が整っていませんが、令和5年度には事業を実施できるよう体制整備を行っていく予定です。

② 日中一時支援事業

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
日中一時支援事業	人	1	1	2

- ・サービスの利用動向を見極め、事業の周知・啓発とサービス提供事業者の確保に努めます。

③ 障害者虐待防止対策支援

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害者虐待防止対策支援	実施状況	検討	検討	実施

- ・基幹相談支援センターや相談支援事業者等と連携しながら迅速な対応を行います。

④ 芸術文化活動振興事業

事業名	内 容
芸術文化活動振興事業	障害のある人の芸術文化活動を振興するため、創作意欲を助長するための環境の整備、必要な支援を行います。

(数値:1年あたり)

事業名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
芸術文化活動振興事業	人	10	15	15

- ・障害のある人の活躍の場や自己実現を図るため、芸術文化活動への参加促進と発表、鑑賞など交流の機会を創出します。
- ・新規事業はもとより、既存事業やイベント等の活用により、より一層の芸術文化活動へ参加と交流機会が創出できる仕組みづくりの構築に努めます。

(3) その他活動指標

① 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

指標の概要	内 容
地域生活支援拠点等の設置と機能の充実	地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。 居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。地域生活支援拠点等の設置か所数、地域生活拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、見込量を設定します。

(数値:1年あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
設置か所数	か所	3	3	3
検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

② 発達障害者等に対する支援

指標の概要	内 容
発達障害者等に対する支援	発達障害等の早期発見、早期支援には、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制の確保が重要であるため、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保に関する各見込量を設定します。

(数値:1年あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

指標の概要	内 容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、高齢期のケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したものです。 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制のさらなる充実や、障害者のある人のサービス利用状況の把握による提供体制の確保に関する各見込量を設定します。

(数値:1か月あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
精神障害者の地域移行支援利用数	人	0	0	0
精神障害者の地域定着支援利用数	人	0	0	0
精神障害者の共同生活援助利用数	人	3	3	3
精神障害者の自立生活援助利用数	人	0	0	0

(数値:1年あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

④ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

指標の概要	内 容
相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて、相談支援体制の充実・強化等に関する各見込量を設定します。

(数値:1年あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
総合的・専門的な相談支援	実施状況	実施	実施	実施
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	2	2	3
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	1	1	1
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	12	12	12

⑤ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

指標の概要	内 容
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み	「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、サービス利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する各見込量を設定します。

(数値:1年あたり)

指 標	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害福祉サービスに係る研修への町職員の参加人数	人	2	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施状況	検討	検討	実施
指導監査結果の関係市町村との共有	実施状況	検討	検討	実施

第6章 第2期障害児福祉計画

1 令和5(2023)年度の数値目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ■ 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ■ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保することを基本とする。 ■ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------------	--

《目標設定の考え方》

- ・児童発達支援センターについては、伊都圏域に設置されており、今後、連携を強化し支援の充実を図っていきます。
- ・保育所等訪問支援利用体制については、伊都圏域で体制整備されていますが、町内でも利用体制の構築を目指します。
- ・専門的な相談支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町単独設置が困難なため、伊都圏域での設置を目指します。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和2年度に伊都圏域での設置を行いました。圏域の医療的ケア児の事例の共有を通じて、支援者が相談できる場としての確立を目指します。
- ・コーディネーターの配置については、現在各市町において検討を行っている段階で、令和5年度の配置を目指しています。

指 標	目標値
児童発達支援センターの設置	支援の充実・継続
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	推進
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置

2 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児支援の見込量と確保に向けた今後の方向性

(数値: 1か月あたり)
(単位: 人日=1か月あたりの延べ利用人数)

サービス名	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
児童発達支援	人日	50	75	75
	人	2	3	3
放課後等デイサービス	人日	5	5	5
	人	1	1	1
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	3	3	3
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施状況	設置	設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	人	0	0	1

- これまでの利用実績、障害のある子どもの状況等を踏まえてサービス見込量を設定します。
- 一人ひとりの子どもの状態に合わせた支援を自立支援協議会や医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、関係機関等と連携して行っていきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 実施体制

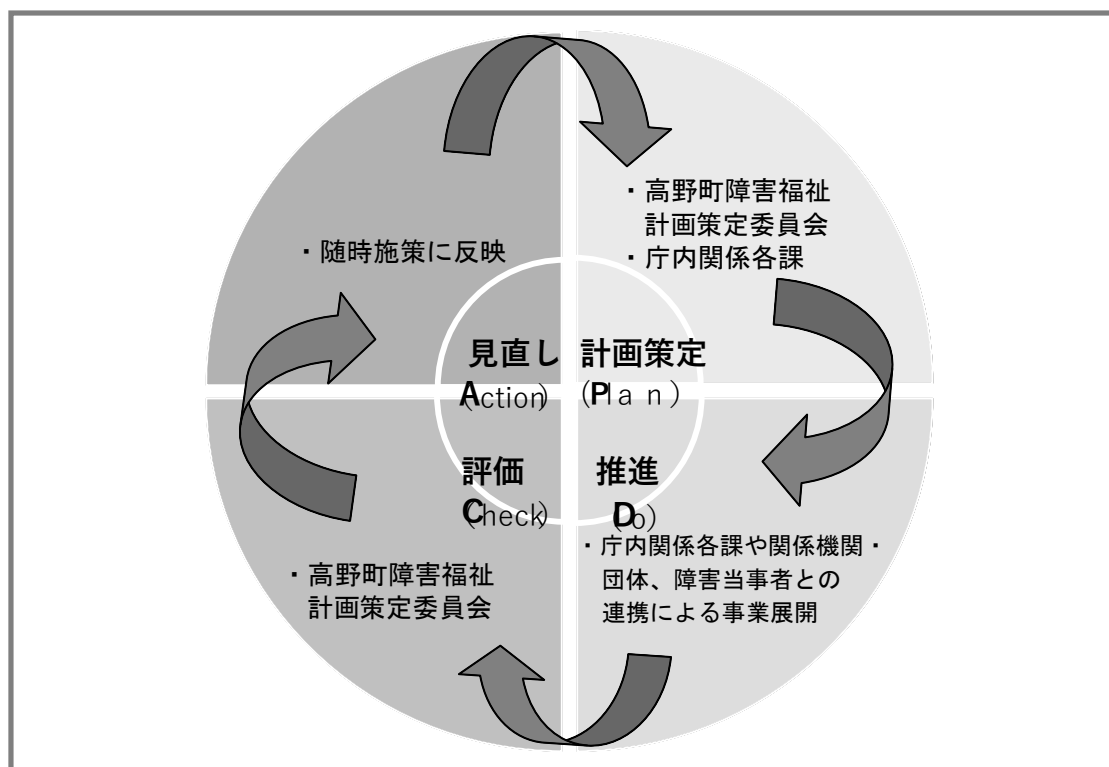
本計画は、障害者基本法に基づく「第2次高野町障害者基本計画」と併せて、本町の障害福祉施策を推進していくものです。計画に含まれる分野は、保健、医療をはじめ、人権、療育・保育・教育、住宅、産業・雇用・就業等、多様な分野にわたっています。

このため、福祉保健課が中心となって庁内関係各課、関係機関・団体、障害当事者等との連携体制のもと、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2 進捗管理・評価方法

本計画においては、出来る限り年度ごとの取り組み内容の具体化、目標値の見える化（数値化）を図るとともに、定期的な評価に基づく検証・分析を行い、見直し・改善によるマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を確立することで、計画を着実に推進していきます。

併せて、障害福祉計画策定委員会、関係機関・団体、障害当事者から随時意見を聴くことにより、計画に掲げた目標達成に向け取り組んでいきます。



資料編

1 子育て支援施設一覧

橋本市 伊都郡 子育て支援施設一覧				
こども園 幼稚園 保育所				
	法人名 (設置主体)	事業所名	住所	tel
1	橋本市(公立)	境原幼稚園	橋本市小峰台1-25-1	37-5759
2	(福)顕陽会(公設民営)	すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫267	33-1121
3	(福)白鳩会(私立)	あやの台保育園	橋本市あやの台2-30-2	34-7870
4	(学)白鳩学園(私立)	あやの台幼稚園	橋本市あやの台2-30-1	34-7860
5	(福)寿翔永会(私立)	学文路さつきこども園	橋本市清水388-1	26-8666
6	(福)泉新会(私立)	輝きの森学園	橋本市城山台1-17-4	36-5055
7	橋本市(公立)	紀見保育園	橋本市胡麻生323-1	36-1556
8	(福)子どもの家福祉会(公設民営)	橋本こども園	橋本市東家2-1-23	33-7070
9	(福)寿翔永会(私立)	橋本さつき保育園	橋本市さつき台2-476-5	39-1230
10	(福)寿翔永会(私立)	山田さつきこども園 (令和3年度開園予定)	橋本市柏原372	
11	橋本市(公立)	柱本幼稚園	橋本市紀見ヶ丘1-18-1	37-2209
12	(学)泉新学園(私立)	みついしこども園	橋本市三石台2-1-3	37-2236
13	(福)萬年青友の会(公設民営)	三石保育園	橋本市三石台3-22-5	36-2220
14	橋本市(公立)	紀見幼稚園	橋本市御幸辻284	33-0670
15	(福)顕陽会(公設民営)	応其こども園	橋本市高野口町応其232-1	44-3322
16	(福)香久の実福祉会(私立)	香久の実保育園	橋本市高野口町名古曾849	43-1015
17	(福)子どもの家福祉会(公設民営)	高野口こども園	橋本市高野口町向島166	43-1302
18	九度山町(公立)	九度山幼稚園	九度山町九度山1074	54-3380
19	(福)顕陽会(公設民営)	九度山保育所	九度山町九度山1074	54-9053
20	(学)高野山学園(公設民営)	高野山こども園	高野町高野山26-5	56-2320
21	(福)かつらぎ福祉会(公設民営)	三谷こども園	かつらぎ町三谷1650番地	23-3730
22	(学)日本聖公会笠田キリスト学園(私立)	聖心幼稚園	かつらぎ町笠田東577番地	22-1336
23	(福)かつらぎ福祉会(公設民営)	佐野こども園	かつらぎ町佐野827番地の1	22-6260
24	かつらぎ町(公立)	花園幼稚園	かつらぎ町花園梁瀬664番地の5	0737-26-0123
放課後等デイサービス				
	法人名 (設置主体)	事業所名	住所	tel
25	(NPO)めぐみ福祉会	ゆうゆう めだか	橋本市隅田町下兵庫621-1	20-1490
26	(NPO)めぐみ福祉会	ゆうゆう いるか	橋本市原田84-5	20-1490
27	(NPO)めぐみ福祉会	ゆうゆう くじら	橋本市原田84-1	20-1490
28	(NPO)よつ葉福祉会	リーベリーはしもと	橋本市古佐田2-2-2	26-7685
29	(合)結の杜	結の杜	橋本市東家6丁目1-5	050-3188-0579
30	(株)公和	和里ーにこりー	橋本市紀見ヶ丘2丁目2番1号	26-7023
31	(合)こまつ制作館	リハビリ専科チャレンジ倶楽部	橋本市神野々951	20-6678
32	(合)こまつ制作館	リハビリ専科とんぼ倶楽部	橋本市高野口町名古曾608-3	20-1315
33	(福)和歌山県福祉事業団	児童デイサービスこまどり	橋本市高野口町名倉1017-1	44-3860
34	(福)桃郷	あすなろつばさ	かつらぎ町中飯降1062-1	23-2900
35	(福)桃郷	青空つばさ	かつらぎ町妙寺146-2	22-5551
36	(有)フリーポケット	障害児者生活支援施設ポケットハウス	かつらぎ町笠田東487-1	22-7081
37	(NPO)よつ葉福祉会	リーベリー	かつらぎ町佐野847-4	22-1730
特別支援学校				
	法人名 (設置主体)	事業所名	住所	tel
38	和歌山県	きのかわ支援学校	橋本市高野口町向島101-3	42-0415
相談支援事業所				
	法人名 (設置主体)	事業所名	住所	tel
39	橋本市	たんぼほ園	橋本市柱本66-1	36-3591
40	(福)博芳福祉会	ふれあい工房相談支援センター	橋本市東家6丁目347番5	32-7002
41	橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町	橋本・伊都障がい者相談支援センター	橋本市東家1-3-1保健福祉センター	33-1910
42	(福)橋本市社会福祉協議会	橋本市社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	33-0294
43	(福)菊穂会	障がい者地域生活相談センター	橋本市野560-2-2-9202	32-3813
44	(福)ゆたか会	地域生活相談センターリハビリ橋本	橋本市柱本22	37-5800
45	(福)桜の木福祉会	相談支援センターむくのき	橋本市高野口町名古曾724	43-2414
46	(福)和歌山県福祉事業団	伊都圏域障害児者相談支援事業所れん	橋本市高野口町名倉1017-1	25-6580
47	(福)桃郷	つくしんぼ相談支援室	橋本市高野口町大野74-1	42-0100
48	(NPO)よつ葉福祉会	暮らし応援センターシアフル	かつらぎ町佐野847-4	22-3281
49	合同会社つかまる	障害児・者相談支援事業所さんじ	かつらぎ町三谷1620-4	20-2609
行政機関				
	自治体名		住所	tel
50	橋本市	橋本市役所	橋本市東家1-1-1	33-1111
51	九度山町	九度山町役場	九度山町九度山1190	54-2019
52	高野町	高野町役場	高野町高野山636	56-2933
53	かつらぎ町	かつらぎ町役場	かつらぎ町丁ノ町2160	22-0300
54	和歌山県	橋本保健所	橋本市高野口町名古曾927	42-3210
児童発達支援センター・事業 (毎日通所)				
	法人名 (設置主体)	事業所名	住所	tel
55	橋本市	たんぼほ園	橋本市柱本66-1	36-3591
56	(福)桃郷	つくしんぼ園	橋本市高野口町大野74-1	42-0100

引用: 橋本・伊都地域自立支援協議会作成
子育て・支援施設 MAP より

2 補装具・日常生活用具種目一覧

補装具種目一覧

(平成18年厚生労働省告示第528号)

(単位：円)

種目	名称	R2購入基準	耐用年数	種目	名称	R2購入基準	耐用年数	
義肢(注1, 2)		423,000	1~5	電動車椅子	普通型(4.5km/h)	314,000	6	
装具(注1, 2)		84,000	1~3		普通型(6.0km/h)	329,000		
座位保持装置(注1)		352,000	3		簡易型 A 切替式	157,500		
視覚障害者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550		2	B アシスト式		212,500
		木材	1,650			リクライニング式普通型		343,500
		軽金属	2,200			電動リクライニング式普通型		440,000
	携帯用	グラスファイバー	4,400		2	電動リフト式普通型		701,400
		木材	3,700			電動ティルト式普通型		580,000
		軽金属	3,550	電動リクライニング・ティルト式普通型		982,000		
	身体支持併用	3,800	4	座位保持椅子(児のみ)	24,300	3		
義眼	レディメイド	17,000	2	起立保持具(児のみ)	27,400	3		
	オーダーメイド	82,500		歩行器	六輪型	63,100	5	
眼鏡	矯正用(注3)	6D未満	17,600		四輪型(腰掛つき)	39,600		
		6D以上10D未満	20,200		四輪型(腰掛なし)	39,600		
		10D以上20D未満	24,000		三輪型	34,000		
		20D以上	24,000		二輪型	27,000		
		遮光用	前掛け式		21,500	固定型		22,000
	掛けめがね式		30,000		交互型	30,000		
	コンタクトレンズ	15,400	4		頭部保持具(児のみ)	7,100		3
補聴器(注4)	弱視用	掛けめがね式	36,700	2	排便補助具(児のみ)	10,000	2	
		焦点調整式	17,900	歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通	3,300
	高度難聴用ポケット型	34,200	B 伸縮				3,300	
	高度難聴用耳かけ型	43,900	軽金属		A 普通	4,000	4	
	重度難聴用ポケット型	55,800			B 伸縮	4,500		
	重度難聴用耳かけ型	67,300	カナディアン・クラッチ		8,000	4		
	耳あな型(レディメイド)	87,000	ロフストランド・クラッチ		8,000			
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000	多点杖		6,600			
骨導式ポケット型	70,100	ブラットフォーム杖	24,000					
骨導式眼鏡型	120,000	意思伝達障害者装置用	文字等走査入力方式		5			
車椅子	普通型		100,000	簡易なもの		簡易なもの	143,000	
	リクライニング式普通型		120,000			簡易な環境制御機能が付加されたもの	191,000	
	ティルト式普通型		148,000			高度な環境制御機能が付加されたもの	450,000	
	リクライニング・ティルト式普通型		173,000			通信機能が付加されたもの	450,000	
	手動リフト式普通型		232,000		生体現象方式	450,000		
	前方大車輪型		100,000	内人工	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	—	
	リクライニング式前方大車輪型		120,000		(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成28年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成28年度福祉行政報告例より。)			
	片手駆動型	117,000	(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の使用年数となっている。					
	リクライニング式片手駆動型	133,600	(注3) 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。					
	レバー駆動型	160,500	(注4) デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。					
	手押し型A	82,700						
	手押し型B	81,000						
	リクライニング式手押し型	114,000						
	ティルト式手押し型	128,000						
リクライニング・ティルト式手押し型	153,000							

出典 第11次改正 令和2年3月31日厚生労働省告示第157号 補装具費種目一覧

日常生活用具種目一覧

別表(第3条関係)

区分	種目	障害及び程度	基準額	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上	19,600円	5年
	特殊尿器		67,000円	
	集尿器	下肢又は体幹機能障害1級で高度の排尿機能障害のある者	8,500円	1年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で3歳以上	82,400円	5年
	体位変換器		15,000円	
	移動用リフト		159,000円	4年
	訓練用いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害1級以上で原則として3歳以上	33,100円	5年
	訓練用ベット(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する者で原則として3歳以上	90,000円	8年
	ポータブル便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	9,850円	
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害6級以上	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で移動等に介助を必要とする者で3歳以上	60,000円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害でてんかんの発作等により頻りに転倒する知的障害児者・精神障害者保健福祉手帳を所持する者	12,160円	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
	自動消火器		28,700円	
	電磁調理器(音声ガイド付き)		41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害2級以上	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円		10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上若しくは医師の意見書によって必要と認められる3級以上の身体障害者	36,000円	5年
	電気式たん吸引器		56,400円	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	9,000円	5年
	盲人用体温計		18,000円	

区分	種目	障害及び程度	基準額	耐用年数	
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	100,000円	1回限り	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者	383,500円	6年	
	点字器	視覚障害	10,400円	5年	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上	63,100円	5年	
			125,000円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	視覚障害2級以上	85,000円	6年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)		35,000円		
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上	99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	198,000円	8年	
	盲人用テープレコーダー	視覚障害2級以上	23,000円	5年	
	盲人用音声時計	視覚障害2級以上	触読	10,300円	10年
			音声	13,300円	
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	59,800円	10年	
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	1,030,000円		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	71,000円	5年	
	聴覚障害用情報受信装置		88,900円	6年	
人工咽頭	喉頭摘出者	72,200円	5年		
福祉電話(貸付)	視覚・聴覚・肢体障害2級以上で町民税非課税世帯				
点字図書	視覚障害者で年間6タイトル又は24巻を限度とする	※1			
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便・排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害者でかつ意志表示が困難な者	12,600円	—	
	紙おむつ給付	生活保護受給者世帯又は、前年分の所得税が非課税である世帯で障害程度が次のいずれかに該当する在宅の寝たきり又は、常時失禁状態にある65歳未満の者、肢体不自由の2級以上又は、療育手帳のA判定保持者で肢体不自由の身体障害者手帳保持者	1年につき55,000円(基準額全額給付)	—	
	ストーマ装具	ぼうこう・直腸機能障害者(蓄尿袋)	月額11,639円	—	
ぼうこう・直腸機能障害者(蓄便袋)		月額 8,858円	—		
住宅改修費	(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための改修 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え	下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の者(ただし、特殊器への取替えについては上肢障害2級以上)	200,000円	1回限り	

備考※1の点字図書の基準額は、既存の墨字図書の価格とする。 資料: 高野町福祉保健課

3 高野町の障害福祉に関する各種相談・支援窓口

■ 知的障害、精神障害、身体障害者の相談・支援に関すること

福祉保健課 TEL0736-56-2933

■ 子育てに関する相談、支援に関すること

対象: 妊産婦・乳幼児・18歳までの子どもとその家族

子育て世代包括支援センター TEL090-1892-2471 (随時)

福祉保健課 TEL0736-56-2933

■ 介護や生活等に関すること

対象: 高齢者とその家族

地域包括支援センター 専用ダイヤル TEL0120-814-180

■ 貸付事業（生活福祉資金貸付制度）に関すること

対象: 低所得者、高齢者、障害者などの世帯

高野町社会福祉協議会 TEL0736-56-2941 (平日 8時30分～17時15分)

■ 心配ごと相談

対象: 日常生活での悩みごと、心配ごとをお持ちの方

高野町社会福祉協議会 TEL0736-56-2941 (平日 8時30分～17時15分)

■ 健康相談、健康チェックに関すること

町内16地区で保健師による健康等に関する相談、健康チェックを実施

福祉保健課 TEL0736-56-2933

4 高野町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき障害福祉計画を定めるため設置する高野町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員会の委員の定数)

第3条 委員会の委員の定数は10人以内とし、次の各号に該当する者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障害者福祉事業関係者
- (4) 障害者の代表
- (5) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、前条に掲げる区分によって委員を補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、その議長になる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年3月15日から施行する。

5 高野町障害福祉計画策定委員会委員名簿

《高野町障害福祉計画策定委員会委員》

NO	区分	氏名	役職	備考
1	障害者の代表	浦上 隆康	身体障害者会会長	
2	住民代表	小林 俊朗	身体障害者相談員	(民生委員・児童委員)
3	保護者代表	中谷 雅也		
4	福祉事業関係者	西 芳男	(一社)ウインワークス代表理事	
5	福祉事業関係者	上西 輝勇	社会福祉協議会事務局長	
6	教育関係者	中西 健	教育委員会次長	
7	行政代表	田中 七生	保健師	

《事務局》

NO	区分	氏名	役職	備考
1	事務局長	尾家 和代	福祉保健課長	
2	事務局	日吉田 歩実	福祉保健課	
3	事務局	梶部 鐘繁	福祉保健課	
4	事務局	久保 陽子	富貴支所係長	

6 計画策定経過

年月日	内容
令和3年1月28日	第1回 高野町障害福祉計画策定委員会 《協議内容》 ・障害福祉制度の概要について ・第2次障害者基本計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(骨子)について
令和3年3月23日	第2回 高野町障害福祉計画策定委員会 《協議内容》 ・第2次障害者基本計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(案)について

第2次高野町障害者基本計画
第6期高野町障害福祉計画
第2期高野町障害児福祉計画

発行: 高野町 福祉保健課

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町高野山 636

TEL: 0736-56-3000 FAX: 0736-56-4745

発行年月: 令和3(2021)年3月
